

第2回 上越市地域協議会検証会議

と き 平成25年10月22日(火)
午前9時 ~

ところ 上越市役所 木田第1庁舎 第3委員会室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 地域協議会の検証に関する課題等についての協議

3 その他

4 閉会

地域協議会の検証に関する課題等整理表

1 成果、1-1地域協議会のこれまでの成果、1-1-2地域協議会が果たした成果(地域協議会の活動)

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|-----------|--|-----------------------------|---|------|
| 02 新道区 | (仮称)厚生産業会館や13区における産業建設グループに関して、多く地域協議会委員が関心を持ち議論されたことは、地域協議会の一つの成果と考えている。 | 地域の課題を把握することができ、地域の発展につながった | <p>(宗野副座長)</p> <p>合併前町村の区域においては、諮問案件のみならず多くの自主的審議事項が協議され、市の施策にも反映されてきた。いずれの地域自治区においても、月1回以上の頻度で会議が開催され、またいくつかの地域自治区では、公式の会議とは別に、部会を単位とした会議も開催されてきた。合併前町村の区域では、各地域協議会が旺盛に活動を重ねてきたといっよい。</p> <p>合併前上越市の区域においては、地域協議会設置と同時に地域活動支援事業が開始され、提案された事業の審査に多大の労力を割いてきた。自主的審議の件数が少ないのは、こうした事情があるものと考えられる。しかしながら、会議での協議そのものは、活発である。</p> <p>これまでの間、各区の地域協議会においては、諮問や自主的審議事項について、諮問事項の審議と自主的審議が地域協議会の重要な役割であることにかんがみると、上越市の地域協議会は、大きな成果をあげてきたといっよい。特に、多くの自主的審議事項を協議の俎上にのせ、建設的な意見を提出してきたことは高く評価されるべきである。</p> <p>(牧田委員)</p> <p>13区では、合併前町村の自治を継承する地域代表機関としての位置づけを確立しつつある。</p> <p>15区では、地域差はあるが町内会長協議会とは相対的に独自の役割を確立しつつある。</p> <p>地域協議会の会議は、活発な意見交換の場となっており、評価に値する。</p> <p>地域協議会は地域自治の制度的な器を用意したが、徐々にその内実がともないつつあるのではないかと。</p> | |
| 02 新道区 | 学校区や町内会単位での地域課題が認識できるようになりつつあり、議論されている。 | | | |
| 04 春日区 | 各区によって課題や適切な解決策や振興策が異なる。(より地域の特徴を活かした活動を推進すべく、地域協議会が実質的な機能を果たすことができるように熟成していく。) | | | |
| 04 春日区 | 地域おこしのためのビジョンや計画の必要性を認識することができた。(バス視察などの研修を四半期に1回程度の頻度で行うほか、地域住民との懇談会等を実施し、さらなる現状把握と地域おこしのため思考を展開していく。) | | | |
| 05 諏訪区 | 地域の課題が整理されて、認識できるようになったことにより、これまで目を向けられなかった人口の維持増加策について議論されるようになった。 | | | |
| 06 津有区 | 地域の実情をよく知ること、一定のまちづくり活動等に貢献できたと思う。 | | | |
| 07 三郷区 | 地域住民によって地域課題を解決できることを学ぶことができた。 | | | |
| 08 和田区 | 関係団体との連携を図り課題を明確に捉えて実施している。 | | | |
| 08 和田区 | 地域協議会だよりの充実で地域協議会への関心度が高まっている。 | | | |
| 09 高士区 | 地域協議会の成果として、これまで地域で見逃してきてきた課題を見直し、地域の発展について考えることができた。 | | | |
| 10 直江津区 | 住民が市政に参加することの意義が理解されつつある。 | | | |
| 11 有田区 | 地域の身近なことについて、地域協議会で話し合うことができたこと自体成果である。 | | | |
| 11 有田区 | 意見書を提出し、市から回答が来たことは大きな成果である。 | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 市の税金の使い方について地域で論議する機会ができた。 | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 地域の問題について、自分たちで考える機会ができたのはいいが、現状把握は委員だけではできない。(地域協議会の中でだけでなく、広く地域全体にも課題を提示し、様々な意見を取り上げて、改めて審議を進めていくシステムを作る。) | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 市の行政と地域住民の距離を縮めた。(更に具体的な課題を提起していく。) | | | |
| 17 浦川原区 | 委員の会議への出席率がよく、浦川原区の課題を適時、的確に掴んで、自主的に協議をしている。 | | | |
| 17 浦川原区 | 住民が抱えている問題を代弁し、提案するために、提案書により市に提案している。直近では小学校のあり方に関する提案書等を提出。 | | | |
| 18 大島区 | 重要案件については、地域協議会、まちづくり振興会、町内会長連絡協議会の正副会長で組織する「まちづくり懇談会」に意見を求め重視している。 | | | |
| 18 大島区 | 一人1提案することを申し合わせ、7件の意見書を提出した。要援護世帯の除雪等、一定の成果があったと判断している。 | | | |

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|--------|---|-----------|------------|------|
| 20 柿崎区 | <p>諮問や審議事項については、比較的活発に議論し、地域自治を向上させるうえで役立っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸浸食対策を提案、採択されたこと。 ・自主審議事項で柿崎総合運動公園整備事業の見直しが行えたこと。 ・コミュニティプラザの設置について見直しを行えたこと。 | | | |
| 21 大潟区 | <p>大潟区地域協議会内に、地域振興部会・健康福祉部会・産業振興部会の3部会を設け、区内の様々な諸問題に対する勉強会を行い、まちづくりを進める上での意見の取りまとめを中心とした活動を始めた。</p> | | | |
| 21 大潟区 | <p>大潟区地域協議会が呼びかけ、区内8団体による新たなまちづくりのための取り組みや事業等の意見交換と問題解決の場として、「大潟区ネットワークづくり会議」を設置した。</p> | | | |
| 21 大潟区 | <p>地域協議会委員は公募によって選ばれ、地域の代表として身近な地域の課題や諮問事項(施設等の運用等)について、地域の意見をとりまとめ意見書として市行政に伝えることができた。</p> <p>市長から意見を求められた諮問事項(地域内の重要な案件)に対して答申をしたが、委員からの意見で参考となるものについては、地域協議会として付帯意見を付けて答申したこと。</p> <p>(諮問事項の答申、意見書が行政に反映されているか、その後の報告が必要だ、地域協議会として、住民の満足度についても適宜広く声を聞く機会を設けて把握し、行政に反映させる努力が必要だ。)</p> | | | |
| 22 頸城区 | <p>諮問に対する付帯意見並びに自主審議による意見書を提出し、地域課題の解決に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設使用料の減免について ・通学援助費、スクールバス等運行の新基準(案)について ・南川地区水害対策について | | | |
| 22 頸城区 | <p>市が提案する行政方針(案)などについて頸城区の意見が市政運営に反映されてきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業建設グループの集約化について、頸城区の意見が反映された。 ・公民館の再配置の方針(案)について、頸城区の実情を意見として伝え、地域実情に合った方針(案)に再検討することとなった。 | | | |
| 22 頸城区 | <p>総合事務所との協働・協力体制が出来つつある。</p> | | | |
| 23 吉川区 | <p>スクールバス通学援助費、公の施設使用料の減免制度等、自主審議した。また、よしかわ杜氏の郷存統を身近な問題として審議できたが区内の消費拡大にはつながらなかった。</p> | | | |
| 24 中郷区 | <p>中郷区に関する諸課題について、自主審議を経て地域協議会として意見書を提出してきた。</p> <p>これまでの成果として、子育て支援、克雪住宅助成、地域事業費の見直し、高齢者支援、産建 G集約に伴う総合事務所のあり方など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題を抽出し、自主審議を重ね問題解決を図っていくことが重要。 ・特に各種団体や住民との意見交換会の中で一層成果が得られる。 ・前進した課題もあるが、市がそれを取り上げ進める体制を取らない限り無駄な意見となる。意見は意見であり市を拘束できない点に空しさを感じる。 | | | |
| 25 板倉区 | <p>諮問・答申を通して地域協議会の意志を明確にしている。</p> | | | |
| 26 清里区 | <p>地域協議会の制度について、浸透しつつあるが、まだ、認知されていないことが多い。</p> <p>市長からの諮問について、実情に即した意見を答申し、付帯意見も提出してきた。</p> <p>(委員の資質向上のための研修会を実施する。</p> <p>市長やその他の市の執行機関の附属機関に位置付けられている地域協議会の意見を、行政が取り上げることが必要である。)</p> | | | |
| 27 三和区 | <p>地域間・地域内交通の議論が停滞していたが、地域協議会が2年以上の研修を行い、ここが主導する形で議論を進めることにより、地域交通の形が見えてきた。</p> | | | |
| 27 三和区 | <p>地域事業の見直しに際し、廃止とされた事業を、それまでの地域住民の想いを消すわけにはいかないとの判断から、復活させるために地域協議会が一致して意見書を提出した。その結果ほぼ満足のいく内容で決着した。</p> | | | |
| 27 三和区 | <p>産業建設グループの集約化に関し、木田庁舎への集約という新たな提案を行い、行政の進め方としての新モデルとなったのではないかと思う。</p> | | | |
| 28 名立区 | <p>地域協議会の取り組みから端を発して地域全体の動きとなった。</p> <p>(地域協議会で高齢者福祉の取り組み(分科会活動)をして、それが地域協議会の中だけではなく、民間の団体が立ち上がって連携した活動ができ、地域全体での動きとなった。)</p> | | | |
| 市の考え | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの間、各区の地域協議会においては、諮問や自主的審議事項について、活発かつ熱心な審議が行われ、それぞれの自治区で暮らす住民の目線で「我が区がどうあるべきか」といった議論が続けられてきている。 ・また、身近な自治が着実に前進しているものと認識している。 | | | |

1 成果、1-1地域協議会のこれまでの成果、1-1-2地域協議会が果たした成果(地域活動支援事業)

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|---------|---|--|--|------|
| 02 新都区 | 地域活動支援事業の審査を通じて、地域活性化について考えることができるようになってきている。 | <p>地域協議会の活性化や、認知度の向上につながっており、委員のやりがいにもつながっている</p> <p>地域協議会委員が審査をすることで、地域課題が理解出来るとともに委員自身の資質向上につながっている</p> <p>地域独自の活動ができるようになった</p> | <p>(宗野副座長) 合併前上越市の区域においては、地域協議会設置と同時に地域活動支援事業が開始され、提案された事業の審査に多大の労力を割いてきた。自主的審議の件数が少ないのは、こうした事情があるものと考えられる。しかしながら、会議での協議そのものは、活発である。</p> | |
| 03 金谷区 | 地域の史跡、伝説等の掘り起こし・周知などができた。公共施設の整備が進んだ。 | | | |
| 06 津有区 | 地域に予算が配分されたことで、いかに有効に活用するかということを考える中で、地域住民が自分たちの地域を考え振り返る契機となった。 | | | |
| 06 津有区 | 地域活動支援事業を活用することで、地域の課題解決を図ることができた。 | | | |
| 07 三郷区 | 地域活動支援事業は、地域自治を象徴する取組みであり、今後も残すべきである。 | | | |
| 07 三郷区 | 地域活動支援事業では、比較的行政では難しい地域密着型行事等に助成することができた。 | | | |
| 08 和田区 | 地域活動支援事業では、活性化めざし伝統文化等に注視し、適時適切な対処ができた。 | | | |
| 08 和田区 | 地域活動支援事業では、新幹線フォーラムなど、住民の意識高揚に貢献する事業の採択ができた。 | | | |
| 09 高士区 | 地域活動支援事業により、地域独自の活動ができるようになった。 | | | |
| 10 直江津区 | 行政の目の届かないソフト事業が、地域住民、団体等の努力で発掘された。 | | | |
| 11 有田区 | 地域活動支援事業の補助金は、地域活性化に成果があった。 | | | |
| 12 八千浦区 | 地域活動支援事業を通して、地域協議会が認知されつつある。 | | | |
| 13 保倉区 | 地域活動支援事業の採択審議は、地域協議会の活動を地域住民に知らせるために成果があった。 | | | |
| 14 北諷訪区 | 地域活動(まちづくり推進、安心・安全、健全育成等)の活性化に前進があった。地域の活性化が図られよと思う。 | | | |
| 14 北諷訪区 | 地域に密着したものとなり、地域の問題を話し合うなど一定の成果があった。 | | | |
| 17 浦川原区 | 地域活動支援事業の審査も、浦川原区住民に有効に活用されるものかを重視して審査しており、成果を上げている。 | | | |
| 18 大島区 | 住民主体で行う事業への支援であり、地域の振興に大きな役割を果たしている。(現制度での継続を望む。) | | | |
| 20 柿崎区 | 地域活性化については十分に成果が出たと思う。 | | | |
| 21 大潟区 | <p>地域活動支援事業は地域活性化に有効に寄与している。活動団体を支援するだけでなく、地域協議会委員が審査をすることで、地域課題が理解出来るとともに委員自身の資質向上につながる。</p> <p>多くの提案事業が採択され、事業化がなされてきた。特に、大潟区では単年度ではなく3年継続の提案事業が認められ、1年では配分予算が厳しいが、3年間で完成した事業があるので良い成果だと思う。(地域活動支援事業の周知(P.R)が必要であり、地域の活性化のために事業の継続を望む。)</p> | | | |
| 23 吉川区 | 地域協議会の活性化や、認知度の向上につながっており、委員のやりがいにもなっている。 | | | |
| 23 吉川区 | 地域の活性化になっており、継続を要望する。 | | | |
| 25 板倉区 | 地域活動支援事業の審査を通して、地域の課題解決に寄与している。 | | | |

2 制度上の課題、2-1地域協議会の在り方、2-1-1諮問答申のあり方

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|-----------|---|--|--|------|
| 01 高田区 | 諮問は結論が既に決まっています、形だけになっているように見受けられる。また、答申がどのように反映されたのが見えにくい。(答申が、反政にされるようなことがあると委員のやりがいに影響も与える。答申の内容がどのような内容であっても尊重して取り入れ、どのように反映されたかの明確にする。) | 諮問・答申に関しては現状のとおりで問題ない | (宗野副座長) 地域協議会のなかで、委員間の「意見」の集約ができず、地域協議会として統一された意見を提出できないことがあろう。この場合、地域協議会という機関としての合意をみていない個別の「意見」が、市長に対して提出されることになる。市長は、一つの機関たる地域協議会の意見として、これら個々の「意見」を受け取ることはできないであろう。 | |
| 02 新道区 | 指定管理から直営に移行するなど、実質的に市民生活に及ぼす影響がない事柄まで諮問する必要はない。また、結論ありきの諮問が多く形骸化しているように思う。(市は諮問事項とする案件について再度検討してはどうか。行政は地域協議会の権限を正しく運用しているかといった視点で検証すべきと考える。) | 説明の時間が少なく、説明が簡単で諮問内容が難しく、分かりにくい 反対意見や付帯意見の答申については必ず何らかの理由を付けて戻ってくるため、地域協議会の意見が反映していない、市の施策にどの程度反映されているのか分からない | 地域協議会が機関として一致した意見に達することができない場合に、個々の委員のそれぞれ異なる「意見」を、地域協議会の意見として市長に提出することには無理がある。市は、これらの「意見」を個々に市政に反映させることはできないであろうし、あるいは、複数の意見のうちのいずれかを選択して市政に反映させることもできないであろう。このような事態は、中長期的な視野からすると、地域協議会の意見の重みを減らすおそれがある。 | |
| 03 金谷区 | 地域協議会の意見が市政に反映されていない。(・地域協議会の意見をもっと尊重すべきである。) (・市は、地域協議会に対し、もっと丁寧な説明をする必要がある。) | 結論ありきの諮問が多く形骸化している 地域協議会として意見を取りまとめることの必要性 | | |
| 04 春日区 | 市の事業が諮問にかけられる事は評価するが、結論ありきの諮問が多いと感じている。(市は諮問事項とする案件について再度検討すべきと考える。また、諮問が否定された場合や条件が附帯された場合に、市はどのように対応するのかを明確にすべきである。) | | | |
| 07 三郷区 | 諮問内容が難しく、分かりにくい。委員として、説明を受けるのが精一杯であり、答申するための知識を持ち合わせていない。(諮問内容について、委員により分かりやすく説明してもらおうと共に、より深く理解できるように説明の回数を増やす。) | | | |
| 09 高士区 | 諮問や答申は、地域の意見を十分に尊重して欲しい。 | | | |
| 10 直江津区 | 答申までの期限に余裕がないことが多く、的を得た質問ができない。(事前の資料配布や分かりやすい説明など、行政の意識改革が必要。) | | | |
| 14 北諏訪区 | 諮問の説明等、専門用語が多く理解しにくいものもあった。(事前の資料配布や分かりやすい説明など、行政の意識改革が必要。) | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 諮問及び答申されたものに対して、その経過や結果を速やかに定期的に地域協議会に戻していない。(地域協議会諮問後の経過や結果を広めることにより、本来の目的、意義に近づ。) | | | |
| 17 蒲川原区 | 現状のままでよい。 | | | |
| 21 大湊区 | 市長からの諮問事項に対し地域協議会で答申しているが、反対意見や付帯意見の答申については必ず何らかの理由を付けて戻ってくるため、地域協議会の意見が反映していない。(反対の意見を答申した当該地域協議会の代表者が一堂に集まり、話し合いを行う場を設け、同じ上越市の問題として、取り上げた方が望ましいと思う。) | | | |
| 24 中郷区 | 説明の時間が少なく雑な説明となり理解できない。(諮問事項は、すでに決定事項の報告のよう説明が簡単すぎる。もう少し詳細な説明をお願いしたい。意見を募る時間を考慮してほしい。資料の事前配布、早めに周知してほしい。) | | | |
| 24 中郷区 | 協議会が意見書を提出した段階で、そこで話が終わっているようだ。(意見書の流れ、回答書が届くまでの行政側の流れをわかりやすく報告してほしい、それに係る勉強会を開催してほしい。) | | | |
| 24 中郷区 | 単なるパフォーマンス的な部分が多い。市からの諮問はすでに決定していると思われる事項があった。結果のみを得ようとする姿勢が強い。(諮問事項を「不適当」と答申した場合、市長はどの程度政策転換を図るか疑問である。) | | | |
| 25 板倉区 | 地域協議会は、諮問に対して審議し意見を提出するだけで、市の施策にどの程度反映されているの分からない。(地域協議会から提案される身近な事案でも、市全体の施策とできるものは取り上げ、議会に提案してほしい。) | | | |
| 27 三和区 | 地域協議会は単に諮問・答申に答えるための組織ではなく、地域内の課題を広く協議し、速やかな解決を図るための場であると理解している。したがって、諮問・答申に関しては現状のとおりで問題ないと判断する。 | | | |
| 市の考え | ・内閣府の審議会である地方制度調査会からの「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」の中で地域自治区制度について、「地域自治区制度は、「住民の意見を取りまとめる地域協議会」及び「住民に身近な事務を住民との連携を図りながら処理する事務所を置く」ことからなる制度である」との答申があることから、地域協議会として意見をとりまとめることが必要 ・市長の付属機関である地域協議会に対して諮問しているものであり、会としてとりまとめることは当然であると考え。個人意見だけの答申であれば、わざわざ地域協議会に聞かなくともパブコメや市民の声ポストでことが足りることになり、地域協議会の存在意義が薄れてしまう。 ・不適当の理由を真摯に受け止めた上で政策判断をしたいと考えているが、相反する内容の意見が混在していると、どちらに舵を取るべきかの判断に支障を来す。 | | (牧田委員) 地域協議会の答申が一歩化されたものであることを求めるのは筋からすると正しいが、過渡的には両論併記を認めるなど柔軟な対応も考えられてよいのではないかと。 | |

2 制度上の課題、2-1地域協議会の在り方、2-1-2諮問の目的、意義（諮問事項の範囲）

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|-----------|---|--|---|------|
| 01 高田区 | 「市道の認定・廃止」の諮問は、地域のあり方を考える上で重要であったがはずされてしまった。 (「市道の認定・廃止」を諮問事項として復活させる。) | 諮問事項の範囲 | (宗野副座長) 地域協議会に対する諮問は、地域自治区の住民による投票に基づいて選任された地域協議会に意見を求めることであり、市の施策を民主的に進めるうえで重要な手続きである。上越市においては、地域自治区制度を導入した他市と比較して、諮問の件数が多く、これは大いに評価されるべきことである。 | |
| 04 春日区 | 地域協議会制度の理想は素晴らしいが、民意が付いてきていないほか、未成熟である地域協議会、並びに委員では現実として困難である。 (行政からの協力、助言が効果的に行われる必要がある。現センター職員のみでなく、これまで在籍した職員の意見や感想が大きな指針になるものとする。) | ・諮問、報告事項の件数が多いことから諮問、協議事項を整理し、地域協議会への諮問等を必要最小限にする ・市道の認定・廃止や第三者機関を設置して協議したものも諮問の対象にする | なお、これまでに行われてきた諮問の大部分は、穏当な答申に至ることが予測できるものであり、地域事業費の配分枠の撤廃、さらには厚生産業会館の基本構想に係る諮問のような激しい議論を呼んだものは、例外的であったように思われる。 | |
| 05 諏訪区 | 諮問する案件について再度検討すべきと考える。例えば当該区の住民への影響が少ない案件(指定管理 直営、新市建設計画など)は諮問が形骸化しているように感じる。 (市は諮問事項とする基準のあり方について、再度検討してはどうか。なお、一律の基準とするのではなく、案件の内容によって弾力的な運用(ケースバイケースで諮問事項とすべき案件が決定されるなど)が望ましいと考える。) | ・自主審議につなげるため諮問を増やす | なお、これまでに行われてきた諮問の大部分は、穏当な答申に至ることが予測できるものであり、地域事業費の配分枠の撤廃、さらには厚生産業会館の基本構想に係る諮問のような激しい議論を呼んだものは、例外的であったように思われる。 | |
| 12 八千浦区 | 諮問の件数が多いわけではないが、地域にとって諮問の意義はある。 (諮問の必要性と意義を委員全員で認識し共有する必要がある。) | | 諮問事項の境界(何を諮問すべきか、何を諮問の対象から除外すべきか)を、地域協議会と市役所が確認していくことが大切ではないか。たとえば、諮問に関するガイドラインを数年間かけて両者で策定していくといった手続きも考えられる。 | |
| 13 保倉区 | 委員は地域代表(町内代表)ではないので、一連の諮問と答申の結果をもって、地域住民への説明がなされたと思わないでほしい。(行政への要望) (地域別町内会長会議の活用。) | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 地域協議会の役割や位置づけが明確ではない。 (諮問の機会をもっと増やす。それにより審議の回数が増え、自主審議にもつながる。) | | | |
| 16 安塚区 | 施設の管理に関わる諮問が多い。 付帯意見が付かないと思われる施設について諮問が行われるなど、形式的になっているものもある。 (諮問については、地域的にどうしてもなくてはならないもの、地域にとって影響を及ぼす重要な事項に絞って諮問する。) | | | |
| 17 浦川原区 | 浦川原区では、地域住民に寄り添う問題提起や諮問への答申ができることが、地域協議会の存在の意義と考えている。 | | | |
| 17 浦川原区 | 諮問答申の制度は大切である。行政の考えが住民の考えと一致するか、行政による押し付けはないかをチェックできる。 | | | |
| 19 牧区 | やりがいのある魅力的な協議会となるよう、自主的審議事項の議論を活性化させ、積極的に政策提案を行い、協議会を活性化させる必要があるが、行政側の諮問、協議及び報告事項が多すぎて、議論が深まらない。 (行政側からの諮問、協議事項等を改めて整理し、協議会への案件は必要最小限とすること。) | | | |
| 22 頸城区 | 諮問案件の整理で、選定委員会など第三者機関を設置したものについては諮問から除外してきているが、地域協議会の権限を損なうことにはならないか。 | | | |
| 24 中郷区 | 地域事業費や総合事務所の在り方等々の説明と協議は地域協議会(の役割)なのか。 (まずは、町内会長連絡会議において説明・協議して、問題があった場合は地域協議会で協議すべきではないか。) | | | |
| 25 板倉区 | 地域協議会が答申した結果に対しどこまで責任を負うのか分からない。 | | | |
| 25 板倉区 | 将来的に人口の減少が見込まれる中、制度創設以来、見直しが行われていない。 (人口の減少など、地域の現状に応じた見直しも必要である。) | | | |
| 25 板倉区 | 市長の諮問機関という位置付けのため、市政に対するガス抜きのような存在である。 | | | |

2 制度上の課題、2-1地域協議会の在り方、2-1-2諮問の目的、意義(全市的な事項の諮問)

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|---------|---|--|--|------|
| 01 高田区 | <p>諮問が当該区に関わるものに限定されている。次のような内容が協議できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)厚生産業会館の建設地 ・水族博物館の建設地 ・高田城親桜会や謙信公祭の充実に向けた意見など <p>(諮問を審議して答申を出すという地域協議会の重要な機能について、次のように拡充する。 ・当該区以外の問題を少なくとも自主審議で取り上げられるようにする。 ・諮問事項は隣接区の地域協議会にも説明し、意見を求めるようにする。)</p> | <p>全市民が利用する施設や全市民に影響が大きい案件について全区に諮問することの是非</p> <p>市全体に影響がある案件について自主審議事項として取り上げることの是非</p> | <p>(宗野副座長)</p> <p>地域協議会が市域全体に及ぶ事案を審議することは、制度上は予定されていないように思われる。少なくとも、設置条例の文言からは、そのように解釈することができる。また、各地域自治体の地域協議会委員は、全市域の有権者の選挙で選ばれた代表ではなく、あくまでも一つの地域自治体での投票を経て選任された、当該地域自治体の地域協議会委員という立場にある。したがって、地域協議会委員に、当該地域自治体の範囲を超える事案を審議することはできないという解釈も、理論上は引き出せる。</p> | |
| 03 金谷区 | <p>他区の区域内において、金谷区の課題が生じている場合、金谷区の課題として協議がしにくい。 (例:高田西小の通学路) (他区の区域内において生じている金谷区の課題についても協議できるようにする。)</p> | | <p>しかしながら、制度の運用にあたっては、条例の柔軟な解釈が求められる場合があるかもしれない。地域協議会の審議の対象を厳格に絞り込めば、地域自治体の制度に対する市民の失望を招く可能性を否定できないからである。</p> | |
| 05 諏訪区 | <p>厚生産業会館のような案件は、高田区以外へも広く諮問し、各区から意見できる機会を設定してもよいのではないかと考える。 (市は諮問事項とする基準のあり方について、再度検討してはどうか。なお、一律の基準とするのではなく、案件の内容によって弾力的な運用(ケースバイケースで諮問事項とすべき案件が決定されるなど)が望ましいと考える。)</p> | | <p>他方で、一つの地域協議会が地域自治体の範囲を超えて全市的な事案に関する審議を行う場合も、新たな落胆が生じる可能性はある。すなわち、地域協議会が自主的に審議して提出した意見が、市政の総合的な観点から市長に受け容れられず、結果として地域協議会の意見が市政に反映されない事態である。</p> | |
| 08 和田区 | <p>全市民に関わる諮問事項が関係区のみにはしか諮問されていない。 [例] ・和田区:「史跡公園の設置」 ・高田区:「仮称厚生産業会館基本構想」など</p> | | <p>現在、地域協議会の権限の限界を、地域協議会と市役所が手探りで確認していくことが求められているのではないかと、長期的には、それが制度の安定的な運用につながると思われる。</p> | |
| 10 直江津区 | <p>諮問の仕方等は現状が良いが、厚生産業会館など市民全体の問題であっても当該建設場所の地域協議会にしか諮問されないのでは地域協議会の本来の役割を果たすことができない。 (複数の市域や市域全域にかかわりのある案件に関しては当該協議会のみでなくすべての協議会に意見を聴く必要がある。)</p> | | <p>(牧田委員)</p> <p>地域協議会は市長の諮問機関であり、諮問・答申が当該地域に関するものに限定されることはある意味で当然である。しかし、厚生産業会館のような全市的施設・制度については他地区への波及効果も大きいので、自主審議事項として取り上げ、意見書を提出することはあっている。</p> | |
| 11 有田区 | <p>諮問について、特定の地域だけに諮問されている。 (厚生産業会館のような全市にかかわる問題については、全区に諮問すべきである。)</p> | | | |
| 13 保倉区 | <p>諮問が該当する区にのみ関係する事項だけとなっているが、全市的な課題は全市共通課題として取り上げる。 (広く利用者の多い全市的な施設等については、全区の意見を聞くべきである。)</p> | | | |
| 17 浦川原区 | <p>別の区の案件であっても、全市域に影響が大きい案件に対しては、意見を述べたい。 (現在は施設設置に関する諮問等は、所在地の地域協議会に対してのみしか諮問されないが、利用者が全市的な範囲から集まる大規模施設や、全市民に影響が大きいと思われる問題等については、すべての区に諮問をするべきである。)</p> | | | |
| 20 柿崎区 | <p>大きな財政を伴う大型プロジェクトや、市民が共通で使用する建物等にかかる諮問については、全区の地域協議会へ意見を聞くよう制度化する。</p> | | | |
| 21 大潟区 | <p>地域自治体内だけに限定した審議では、市全体の広域的な施設などの課題に意見を反映できない。 (既存の施設の統廃合、特に合併後の広域的な新規施設の設置などは、当該地域だけに関係するとは考えられず((仮称)厚生産業会館、水族博物館等)すべての地域協議会の審議対象とするべきではないか。)</p> | | | |
| 21 大潟区 | <p>地域自治体内だけの検討・協議では、広域の観光や交流人口等への取組みに支障をきたす。 (近隣や他の地域自治体と共通のテーマで検討し、その結果を広域に対処できる方策が必要と思われる。)</p> | | | |
| 22 頸城区 | <p>全市的な「ことから」について、全区へ意見を聞くなどの諮問・答申の在り方について、検討が必要ではないか。 ・新市建設計画の変更及び市の施策に関する重要事項など。 ・公の施設では、広域的に利用する産業厚生会館、水族博物館など。 (全市的に影響のある「ことから」については、全区に意見を聞く必要がある。)</p> | | | |
| 24 中郷区 | <p>これまで政策課題より施設管理に関する諮問が多かった。 市全体に関することで、意見を聴く形を取ったこともあるが、市行政の隠れ裏にされたと思う。(議会説明や委員会説明のための) (その区の住民生活に影響する事のみが諮問答申することは理解するが、市全体に係ることについても意見書を提出することを容認し、その意見を尊重してほしい。)</p> | | | |
| 市の考え | <p>・地域協議会への諮問については、地方自治法第202条の7第2項の規定の趣旨に基づき、「その公の施設の設置が区域の住民の生活に及ぼす影響について、の意見を答申していただくというのが諮問の目的であると考えている。 ・公の施設については、利用形態(全市的、広域的な利用に供する等)に関わらず、当該区域の地域協議会に諮問すべきものと考えている。 ・自主的審議事項については、区域外の施設等であっても、区域内の市民生活や地域のあり方等との関連から、自らの地域の課題解決のため自主的審議事項として取り上げ意見を述べることは、法の趣旨に合うものと考えられる</p> | | | |

2 制度上の課題、2-2地域協議会の委員資格、2-2-1資格要件

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|---------|--|---|---|------|
| 01 高田区 | 非常勤一般職員は、地域協議会の委員資格者になれない。 (非常勤一般職は、生活の糧としての選択肢の一つであるため、地域協議会委員資格として認める。) | <p>非常勤一般職に地域協議会委員としての資格を与えることは是非</p> <p>市の内部で働く立場との兼職は、認めるべきではないとするのは是非</p> | <p>(宗野副座長) 職員であればまだしも、非常勤職員であることを根拠として委員資格なしとすることは地域協議会にとっての人材の必要性の観点からして、十分に合理的な判断とはいえないのではないが。</p> <p>(牧田委員) 地域協議会の目的と権限を考慮すると、地域の有為な人材を広く積極的に登用すべきであり、委員資格は緩くていい。 その意味で、たとえば市の非常勤職員を排除することは合理的ではない。例外規定を設けて対応してはどうか。</p> | |
| 05 諏訪区 | 地域に根差した活動を行っている、また、行うべきである公民館の非常勤職員は委員資格を持つことができない。 (委員資格について詳細検討を行い、より地域に望ましい運用が可能になるよう改める。) | | | |
| 17 浦川原区 | 市役所内部に働く人が、所属する市役所の政策や事業に対して、地域協議会委員として意見を述べるという状態を想定すると、決していい状況とは考えられない。 (市の内部に働く立場との兼職は、認めるべきではないと考える。) | | | |
| 24 中郷区 | 委員は無報酬である。 (報酬を出していない現状では、非常勤職員も委員として認めるべきである。) | | | |
| 25 板倉区 | 委員は、最終決定権を持たず、無報酬であるにもかかわらず、公職選挙法に準じて非常勤職員は委員になれない。 (公職選挙法に準じないで、非常勤職員も応募できるようにする。) | | | |
| 27 三和区 | 委員資格があることによって、見識ある方が地域協議会に入れない。 (市議会議員、市正規職員を除き、委員資格を与える。) | | | |
| 市の考え | ・公職選挙法に準じると公務員の立候補制限により、いわゆる臨時職員は地域協議会委員になれないなど、不都合が生ずる場合があることから、準公選制を厳格に運用するのではなく、実情に合った柔軟な運用を行う。 | | | |

2 制度上の課題、2-3公募公選制、2-3-1選任方法、追加選任のあり方

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|-----------|--|---|---|------|
| 01 高田区 | 選挙で選ばれた人が、地域協議会委員になる必要がある。 | 公募公選制を継続することの是非 | (宗野副座長) 各地域自治区での投票の結果にもとづいて市長が委員を選任する方法に、間違いはなかったと考える。投票の有無の実績をみると、いわゆる合併前町村の区域において、第一期の委員を選任する際に複数の地域自治区で投票が行われたが、それ以降は実績がない。とはいえ、投票に至らなくとも、自ら公募に応じた人だけで定数を満たしている地域自治区も少なくない。さらに、地域活動支援事業の導入を契機として、地域協議会の意義が再確認されつつある傾向もうかがえる。こうしたことから、地域協議会委員への潜在的な応募者も少なからず存在するのではないかと推測される。公募公選を前提とする選任の手続きは、現時点で変更を考慮する必要はない。 | |
| 01 高田区 | 性別、年齢にかかわらず、自分自身の考えを発言できる人に応募して欲しい。 | 公募公選制を廃し、各自治区独自の申し合わせによる推薦制とすることの是非 | 応募者が定数に満たない場合には、追加選任が行われてきた。追加選任にあたっては、性別、世代、地域バランスなどが考慮されている。この手続きは、きわめてまっとうなものとする。 | |
| 02 新道区 | 各町内会長が個人的に選任した委員が多い。 (各町内会で公募し、各町内会の総会等で代表を選任し、推薦する形としてはどうか。) | 委員の代表性、正統性を維持しつつ、幅広い年齢層から参加が得られるような制度とすることの是非 | 「応募者が定数に満たない場合に追加選任をするか否か」は、検討の余地がある。この問題を検討するにあたっては、定数充足率に一定の下限を設け、この下限を下回る場合のみ追加選任を行うという手法がありうる。たとえば、充足率80パーセント未満の場合に追加選任を行うとすれば、15の定数に対して11人の応募があった場合は1ないし4人を追加選任することになり、13人の応募があった場合には、追加選任を行わないことになる。 | |
| 10 直江津区 | 公募公選の仕組みは、上越市独自のものであり、継続すべきである。 一般市民が誰でも手を挙げることのできる公募公選制は大切である。 | 追加選任については、町内会長や各種団体からの推薦にすることの是非 | 追加選任を行わないということになると、中長期的な影響もありうる。したがって、この問題については、今後さらに慎重な検討を重ねる必要がある。 | |
| 10 直江津区 | 選任方法はおおむね現状が良いが、定員ちよどの時も信任投票が必要ではないか今後の検討が必要。定員割れの場合の追加選任の方法も検討する必要がある。 (最終的には市長が選任するが、市長は公募公選を経た人物を落とすことは不可能と考える。むしろ定数内であっても信任投票を行うのが良いのではないか。) | 定数内であっても信任投票を行うことのは非 | (牧田委員) 公募公選制により、従来の地域代表とは異なるボランティアな人材の登用につながっている。数こそ少ないが、長期的な視点で評価すべきであろう。 | |
| 11 有田区 | 公募制は理想だが、男女比・年代別に偏りが生じている。 (公募公選制について見直しを含め、検討が必要である。) | | | |
| 12 八千浦区 | 立候補者が少なく、追加選任の可能性が高い。 (自治会が中心となって、各種団体からの推薦を行っていくことも考えられる。) | | | |
| 12 八千浦区 | 代表性 = 准公選制への理解が不足。 (意識的な個人の取り組みは大切にしながらも、地域で活動している団体から立候補を促す。) | | | |
| 13 保倉区 | 公募公選制は良い制度であるが、町内単位に委員がいいため、決まったことが一般住民に伝わりにくい現状にある。 (公募にあたっては団体や個人の推薦制にする方法も検討する。) | | | |
| 14 北諏訪区 | 公募・公選の仕組みは、継続すべきである。 | | | |
| 14 北諏訪区 | 地域の意見を行政に反映するには協議会が必要。 (地域内での委員選出について、町内会等を通じて周知することにより、地域住民も協議会について関心を持ち協働的な意識が芽生えるのではないか。) | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 公募公選制は必要だが、追加選任については、各種団体からの推薦にしたらどうか。 (追加選任については、町内会長や各種団体からの推薦にする。) | | | |
| 16 安塚区 | 委員を構成するメンバーに偏りがみられる。 女性や年齢の若い人が委員になるような工夫がいる。 (委員の代表性、正統性を維持しつつ、幅広い年齢層から参加が得られるような制度を検討する。) | | | |
| 17 浦川原区 | 現状のままでよい。公募公選制は必要である。 | | | |
| 17 浦川原区 | 町内会長や農業委員など、さまざまな公職を兼ねている場合が考えられる。 | | | |
| 18 大島区 | 公募公選制を廃し、各自治区独自の申し合わせによる推薦制とすることが望ましい。 (委員を推薦制にすることにより、女性の参加が見込まれると共に、推薦を受けた地域、団体等の意見を集約し、自主審議事項として提案することができる。) | | | |
| 20 柿崎区 | 公募公選制度については現状のままでよい。 | | | |
| 20 柿崎区 | 委員が定数に満たない場合は、女性・若者を優先的に選任してほしい。 | | | |
| 22 頸城区 | 協議会委員の選出が全国的にも例のない公募公選制を導入していることは評価できるが、制度が実際に活かされているとは思われない。 公募公選制は地域代表制ではないので委員構成によっては地域的にアンバランスが生じ、区全体の地域課題を把握していくことに難しい面がある。 (地域協議会は地域を代表する機関であることから、地域課題を把握するために町内会や住民組織との連携を構築する。) | | | |
| 24 中郷区 | 選任投票とは公選法という選挙にあたる。公選法に準じた委員の選任投票の手続きを取る事によって、もっとも民主的に住民の多様な意見を反映させることができるとしている。 (協議会が成立しない場合は仕方ないが、その区の自主的結果を示す中で住民の意識を醸成する事が先決ではないか。) | | | |
| 26 清里区 | 公募による公選制度は、委員の意識を高めるためにも良い。 | | | |
| 市の考え | ・制度上は市長の附属機関である地域協議会の位置づけを、一定の代表性を有する機関へと高めていく意味において重要であると考えている。 ・制度の目的である地域の住民の多様な意見を市政に反映するという点からは、一定の人員の下、地域協議会でしっかりと議論していただく必要があり、そのために委員の定数を定めているものと考えていることから、定数に達しない場合は、追加選任を行うことを基本として考えている。 | | | |

2 制度上の課題、2-3公募公選制、2-3-2応募者の増加策

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|-----------|--|--------------------------|--|------|
| 02 新道区 | 若い世代や女性の委員が少ない。 (年齢・性別による人数枠を設け、若い世代も委員となる仕組みを導入してはどうか。) | 地域協議会の制度について市民に周知するための方策 | (宗野副座長) 諮問への答申、自主的審議だけでなく、まちづくり全般に関わる地域協議会の自由闊達な議論を可能にする機会を増やすことが大切ではないか。諮問への答申、自主的審議は、各地域協議会が自治区の意思を確認し、市に対してこれを表明するものであり、その意義はきわめて大きい。これらの審議に加えて、必ずしも市長に対する答申や意見の形式をとらなくとも、地域自治区内の課題を認識し、対応についてゆるやかに合意を形成する機会が地域協議会のうちに設けられるならば、女性や若い世代の応募の増加にもつながるのではないかと思われる。 | |
| 03 金谷区 | 女性の委員が少ない。 (クォータ制を導入する。) | 若者や女性の応募を増やすための方策 | (牧田委員) 女性や若者を積極的に登用している地域もあり、地域協議会の活性化につながっている。リーダー層の意識次第である。女性や若者の参加が増えるためには、小さくとも目に見える結果を出し、地域協議会が魅力ある存在として認識されることが重要である。地域活動支援事業、元気にする提案事業などがその契機となるのではないかと。 | |
| 04 春日区 | 若い世代や女性の委員が少ない。 (若者や女性の応募を強く促すPR策を募集段階から拡充していく。) | | | |
| 06 津有区 | 委員のなり手が少ない。 (・地域自治区制度をよく理解している市民が少ない、制度をよく理解し、自分の地域を自分たちで守っていくという意識があれば、当然、委員として応募してくるものと考え。今の制度自体をもっと市民に知ってもらえるような工夫と努力が必要である。 ・地域に昔から活動しているまちづくり団体がある場合、その組織と地域協議会の違いをよく理解していない人が多い。市民に地域協議会についてよく知ってもらい、地域の組織とうまく役割分担をし、連携して活動できるような環境が必要である。 ・地域協議会委員は、地域のことを真剣に考え、地域をよくする方策を議論しているのだから、それなりの報酬が必要と考える。若い人に委員になってもらうためにも、報酬は必要である。) | | | |
| 07 三郷区 | 公募公選制には賛成であるが、実態として公募が少ない。 (地域住民に地域協議会について認知してもらい、関心を持ってもらうために、周知方法を工夫する。) | | | |
| 07 三郷区 | 30代、40代の若い世代(特に男性)の公募が少ない。 | | | |
| 08 和田区 | 女性・若者の委員が少なく、増加策が必要。 | | | |
| 10 直江津区 | 女性、若者の応募が少ない。 (役割や委員選任の方法、会議の進め方の工夫、若者、女性の集まるイベント等に参加し協議会をPRするなど、協議会に魅力を出す必要がある。) | | | |
| 12 八千浦区 | 女性、若者の応募が少ない。 | | | |
| 13 保倉区 | 地域協議会は組織、活動内容等で魅力に欠ける面がある。 (委員の年齢構成を幅広くすることにより、地域協議会の活性化を図る必要がある。) | | | |
| 14 北諏訪区 | 女性、若者の応募が少ない。 地域の若者が立候補する雰囲気になっていない。 自分から進んで立候補する人が少ない。 (誰でもが気軽に立候補でき、小さなことでも協議できるような体制作りが必要。) | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 立候補者が少ない、幅広い層から委員になってもらう必要がある。 (委員の声が市政に反映される実績を作る。あらゆる層の団体に対して勉強会を行う。) | | | |
| 16 安塚区 | 選挙がいやで手を上げない人が多いと推察される。 | | | |
| 17 浦川原区 | 浦川原区地域協議会としても、若者の参画が欲しいところだが、現実には、委員に手を挙げる若者はいない。 (若者の参画を求めるためには、委員報酬が必要、働いて、収入を得るべき年代が、無報酬の協議会委員になってくれることは期待できない。 経済的処遇を改善することで立候補者が増える。) | | | |
| 17 浦川原区 | 女性委員の人数が1/3以上を占めることを理想としているが、前の任期中に達成(4名)していたものの、現在は2名に減少している。 (・男女差別という観点ではなく、家庭に入ると女性は家事に追われる現状であり、委員として外に出ることは、まだまだ難しい状況である。女性が地域協議会のような場に参画するには、社会的な女性の地位向上はもちろん、家庭での役割、家事の分担など、家庭の理解が進むことが必要である。) | | | |
| 17 浦川原区 | 女性が委員になることは難しく、家事を負担する役割から、仮に第三者の推薦を受けても、引き受けることは困難である場合が多い。 (・女性が何らかの公職の場に出て発言するためには、家庭での役割分担、家族による負担等の理解が必要。 ・女性登用の観点から、欠員に対して市長が追加選任する行為は、止むを得ない。) | | | |
| 18 大島区 | 公募公選することに問題がある。実体として自ら手を挙げて応募する人は非常に少ない。女性や若者からの応募が全くない。 (地域協議会そのものが理解されていないため、委員に応募する人が少ない。アンケート等を実施するとともに、その対応を検討する必要がある。) | | | |
| 18 大島区 | 実体として自ら手を挙げて応募する人は非常に少ない。女性や若者からの応募が全くない。 (若者については勤めを休んで無報酬の委員に応募する等考えられない。) | | | |

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|--------|--|-----------|------------|------|
| 18 大島区 | 実体として自ら手を挙げて応募する人は非常に少ない。女性や若者からの応募が全くない。 (女性については家庭での理解が必要。) | | | |
| 20 柿崎区 | 定員に満たない、立候補の積極性が不足している。 女性や若者の応募が少ない。 (女性や若者の応募増に向け、PRの在り方を見直す。) | | | |
| 21 大潟区 | 公募公選制の現制度を維持すべきだが、現実には、立候補者が少なく定員を下回っているため、選挙ということに抵抗感があると思う。 | | | |
| 23 吉川区 | 公募公選制について(委員公募の応募者(女性・若者)の増加策) (地域協議会の存在すら知らない若い人がおり、もっとPRし委員への立候補を促すことが必要。 女性、若者の委員を選出するため、推薦枠を設け各種団体からの推薦が受けられるようにする。) | | | |
| 25 板倉区 | 女性や若者の応募が少ない。 (会議等を夜間に開催するなど、女性や若者が参加しやすい運営を行う。) | | | |
| 26 清里区 | 現在の委員は、男性と高齢者が多く、女性や若年層が少ない。 (ある程度の報酬の支払いが必要である。 多様な意見を地域協議会に反映させるため、若い人や女性が応募しやすい仕組みが必要である。) | | | |
| 市の考え | ・市民の地域協議会に対する認知度・関心度を上げていくことが、委員の動機付けや今後の応募者の増加につながっていくと考える。そのため、地域協議会の役割や活動の成果について、引き続き様々な方法で周知に努めていく。 | | | |

2 制度上の課題、2-3公募公選制、2-3-3欠員補充のあり方

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|---------|---|-----------------------------|--|------|
| 01 高田区 | 欠員補充については、20%以上の欠員が出た場合補充するなどの基準を設ければよい。 | 欠員補充の必要性について 欠員補充の条件について | (宗野副座長) たとえば、「任期を半分以上残す時期に、定数の二割以上の欠員が生じた場合、委員の補充を行う」といった規定を設けるなどの措置が考えられる。欠員補充のし方に何らかの規定を設けるならば、これは地域協議会のあり方に中長期的な影響を及ぼしうる。したがって、これについては、別途慎重な検討をすべきである。 | |
| 17 浦川原区 | 欠員の補充は、現在、必要性を感じない。 | | | |
| 18 大島区 | 欠員の補充は、委員の1/6以上に行われたい。 (残任期間が2年以上ある場合は、原則として補充すべきと考える。) | | | |
| 市の考え | ・公職選挙法に基づく市議会議員の欠員に対する対応を参考として、欠員が定数の6分の1(16.66%)を超えるに至ったときは補欠委員を追加することとする。 | | | |

2 制度上の課題、2-3公募公選制

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|---------|---|--|------------|------|
| 02 新道区 | 4年間の任期を長すぎると感じている委員が多い。 (任期は2年間で1任期とし、更新する形が望ましい。) | 現在の定数から削減することの是非 任期4年の是非 報酬については是非 | | |
| 05 諏訪区 | 4年間の任期を長すぎると感じている委員が多い。 | | | |
| 06 津有区 | 委員の任期が長い。 (任期は2年が妥当と考える。) | | | |
| 09 高士区 | 委員の任期・欠員の補充について (任期4年は長すぎるため、任期を短くし、欠員が出た場合は、速やかに補充することにして欲しい。) | | | |
| 09 高士区 | 委員のやりがい度の向上策について (委員の報酬を検討すべき。) | | | |
| 10 直江津区 | 諮問の内容、自主的審議の内容が専門的となり、委員はある程度の学習が必要になってくる。もはや片手間でできないことから、やりがい度の向上のため他の審議会委員と同様に一定額の報酬と交通費の支給が必要。 (他の審議会委員と同様に一定額の報酬と交通費を支給する。) | | | |
| 13 保倉区 | 委員任期が4年間は長すぎるのではないかと、幅広く公募を得るには、任期を2年にするのも方法である。) | | | |
| 13 保倉区 | 市から任される審議等が数多くある中で、費用弁償のみの支給というのは如何なものか。 (他の審議会委員と同様に一定額の報酬と交通費を支給する必要がある。) | | | |
| 18 大島区 | 自主的に研修、地域住民と懇談を行う場合の必要経費がない。 (調査費等があっても良いと考える。) | | | |
| 19 牧区 | 現在、委員は無報酬であるため、踏み込んだ情報収集や事前学習ができず、議論が深まらない。一定の責任を有する身分であることから報酬制を検討する必要がある。 (報酬制の議論をしたが、報酬を受けることにより活動が重荷になったりプレッシャーを感ずるとの意見があり、それよりも研修費等を充実させてはと考える。) | | | |
| 22 頸城区 | 協議会委員の選出が全国的にも例のない公募公選制を導入していることは評価できるが、制度が実際に活かされているとは思われない。 公募公選制は、年代や性別に関係なく区全域の幅広い層からの参加が可能な制度であるが、実態は仕事や家事などの理由により参加できないというのが現実である。 (年代や性別に関係なく広く委員に参加できる体制をつくるには、現在の交通費だけでは不十分あり、報酬の支給も参加をよくする一つの方法でもある。) | | | |
| 22 頸城区 | 自主審議事項をすすめるために、部会を設置しているが、部会開催には交通費の支給がないため、部会の開催が難しい。 (地域協議会の重要な役割であるので、費用弁償の支給が必要である。) | | | |
| 23 吉川区 | 委員数について (人口減少を踏まえ、委員の削減が必要である。) | | | |
| 23 吉川区 | 公募公選制について(委員公募の応募者(女性・若者)の増加策) (4年任期は長いので3年にし、多くの人に参加する機会を与えるため、委員の再任を2期までとしたらどうか。) | | | |
| 23 吉川区 | 委員の費用面の待遇(報酬、費用弁償)について (他の委員会組織とのバランスを考慮してほしい。) | | | |
| 24 中郷区 | 現在、委員は無報酬である。 事前調査、協議会の出席等、最低月4～5時間費やしている。また、事務機器や通信費等の経費も必要で、身銭を支出しているのが現状である。 (この状況で生活が成り立つ人はそう多くはない。委員の自主的応募者を確保する上でも、報酬を支給すべき。 65歳まで働く社会になりつつある中で、無報酬は会の開催数や参加に影響があると言える。適正な報酬を出し、責任ある議論をすべき。) | | | |
| 25 板倉区 | 多くの区で、定数を満たすため、あるいは地域の意見を反映するために、地域割当てによる強制的な委員の選出が行われている。 (現在の定数は多すぎるため、一律削減する。) | | | |
| 25 板倉区 | 現在の地域協議会委員に対する位置付け及び任務は重要であるが、無報酬である。 (委員の責任は重いので、若干の報酬が必要である。) | | | |
| 25 板倉区 | 現在、交通費相当の費用弁償のみの支給で、会議以外の活動にかかる経費は全て自己負担である。 (4年間の任期を熱意を持って全うするためには、報酬及び会議以外の活動にも手当を支払う。) | | | |

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|--------|---|-----------|------------|------|
| 26 清里区 | 現在の委員は、男性と高齢者が多く、女性や若年層が少ない。 (ある程度の報酬の支払いは必要である。無報酬であれば、任期の4年は長いので、短縮する必要がある。) | | | |
| 26 清里区 | 無報酬では、委員の意欲を高めるには、限界がある。 (ある程度の報酬の支払いは必要である。) | | | |
| 27 三和区 | 現状の公募公選制に基づく委員は、委員のなり手が不足し、選挙とならない。 (現行の公募公選制を見直すことも必要。協議会委員定数、委員の男女比率) | | | |
| 28 名立区 | 長いと思うが、何もわからない状況で委員になった場合は4年任期が妥当かもしれない。 任期を2年位にして、いろいろな人に出てもらう。 | | | |
| 28 名立区 | 地域協議会の運営について (委員個人への費用弁償はもとより、協議会全体に対し「活動資金」的な配分も必要ではないか。 自主審議事項(分科会活動)に関するものが、その資金を活用できれば、活動の場が広がり活性化されるのではないか。) | | | |

3 運営上の課題、3-1地域協議会の運営3-1-1自主審議などの活性化策

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|-----------|--|---|--|------|
| 01 高田区 | 地域活動支援事業の審査採択に時間がかかり、自主的審議事項の時間がとれない。また、地域活動支援事業が地域協議会の本来活動だと誤解されている状況がある。 (地域活動支援事業の採択は、市を含めた別組織で実施する。) | 分科会の設置を制度化することの是非 地域協議会が地域活動支援事業を審査することの是非 | (宗野副座長) これまで、地域協議会は諮問事項の審議と答申、自主的審議を重要な役割としてきた。これらが今後も地域協議会の重要な役割であり続けることはいうまでもないが、さらに地域自治区のまちづくりに関わる課題全般を議論する(これは、審議事項ではなく、意見交換を旨とする協議である)場を設置するなどの工夫をしてもよいのではないか、地域協議会委員ばかりでなく、当該地域自治区内外の市民や住民組織、団体、さらには総合事務所(まちづくりセンター)の職員も含めたまちづくり協議などの開催が考えられる。実際、こうした取り組みは、「協働の活動」を目指す動向のなかで顕在化しつつある(後掲「協働の要となる方策」を参照)。 (牧田委員) 諮問や地域活動支援事業、地域事業費枠撤廃問題等への対応に追われ、これまでは自主審議に取り組む余裕がなかったという側面がある。 元気にする提案事業については、いずれかの地域においてまず目に見える成果を出すことが必要であろう。 そのためにも行政の後方支援は手厚くあるべきだが、総合事務所のスリム化など行革の動きと矛盾する面もあり、悩ましいところである。 | |
| 01 高田区 | 他団体等との意見交換や視察の実施により、自主的審議事項の活性化を図る必要がある。 | | | |
| 02 新道区 | 地域活動支援事業の審査に時間を取られ、自主審議が進まない。 (各委員の自主検討により補完されるべきであるほか、自主的審議が地域協議会の協議事項のメインとなるよう、環境を整える。) | | | |
| 04 春日区 | 他区の協議会委員との交流や情報交換の機会が少ない。 (交流会や情報交換会等を実施し、他区の自主審議の内容等を把握する。) | | | |
| 04 春日区 | 地域活動支援事業の審査が協議事項のメインになってしまっている。 (自主審議に時間を十分に割くことができるよう環境を整える。) | | | |
| 07 三郷区 | 地域全体の活性化に向けた問題提起が少なく、町内や各種団体の問題解決に終わっており、区全体の問題を討議できていない。 | | | |
| 10 直江津区 | 現状の会長会議ではやや形式的になっているため改善が必要。 | | | |
| 10 直江津区 | 基本条例にある、地域自治区の基本的仕組みが活かされていない。 (自治基本条例が挙げる本来の地域協議会とするように、建前論ではなく、住民が実感できる形で運営する。) | | | |
| 10 直江津区 | 地域活動支援事業の採択審議に長い時間を要するため、自主的審議事項の協議がほとんど進んでいない現状である。 (今後、自主的審議事項に提案されていることを重点的(中心)に議論する。) | | | |
| 10 直江津区 | 住民の理解が進めば自主的審議は活性化すると考える。 (住民に対して協議会や行政に望むこと等のアンケートを実施するなど、協議会の認知度を向上させることが自主的審議の活性化につながる。) | | | |
| 12 八千浦区 | 自主的審議事項が少ない。 (委員が地域での自主的審議を提起できる意欲を喚起していく。 住民に課題の発議ができるような委員間協議や、学習会、勉強会の機会を設け、委員として意欲の向上を図る。) | | | |
| 13 保倉区 | 地域活動支援事業への関わりが活動の大部分を占めたため、地域振興策へのアプローチが少ない現状にある。 | | | |
| 14 北諏訪区 | 委員からの意見があまり出ない。 (委員の勉強の機会を作る。) | | | |
| 14 北諏訪区 | 地域の意見をまんべんなく集約できてない。 (地域の意見を広く聴く。) | | | |
| 14 北諏訪区 | なかなか自主的審議について協議されることがない。 (地域の多くの人の意見を集約・協議し、地域協議会として行政へ意見書を提出できるようにする。) | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 地域内の現状分析は難しい。 (地域内の問題について、学習会を開催する。) | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 自主的審議等に挙げる課題がなかなか上がってこない。 (地域協議会の提案だけでは滞っていると思われる。地域に対する声のかけのシステムを作る。) | | | |
| 17 浦川原区 | 浦川原区では、盛んに自主審議や提案を行っているため、現状の制度でなら問題は無い。 地域の諸問題を取り上げられるのは、自主審議しかない。自主審議を行うことが地域協議会の存在意義。 | | | |
| 19 牧区 | やりがいのある魅力的な協議会となるよう、自主的審議事項の議論を活性化させ、積極的に政策提案を行い、協議会を活性化させる必要があるが、行政側の諮問、協議及び報告事項が多すぎて、議論が深まらない。 (行政側は協議会からの政策提案を真摯に聞き取り、政策に反映させる。) | | | |
| 20 柿崎区 | 会議の活性化 (分科会の設置を制度化する。) | | | |

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|--------|---|-----------|------------|------|
| 21 大潟区 | 大潟区地域協議会に専門部会(3部会)を設置し、区内の諸問題を掘り下げ、課題解決につなげるようにした目的は、「地域を元気にするために必要な提案事業」につなげるためであった。それぞれの部会では、時間を工夫しながら活動しているが、情報収集、打ち合わせ等が多くなり、負担が増えている。('地域を元気にするために必要な提案事業'については、内容がイメージしにくい。もっと具体的に内容を示してほしい。) | | | |
| 21 大潟区 | 無報酬の地域協議会ということで発足したが、定例会、勉強会、現地視察等、昼間の活動もあり会議が多い、委員になった以上は、それなりの責任、自覚が大事だが負担も大きい。月1回、2時間程度の協議時間では、十分な検討、論議が不可能だ。事案によっては時間をかけて検討させるべきである。月1回の協議会に固執するべきではない。(委員全員が自覚して地域協議会委員になっているものであり、協議時間、開催回数等にこだわるべきではない。) | | | |
| 22 頸城区 | 地域活動支援事業の審査等に時間が必要するため、自主審議が後回しになるおそれがある。(地域活動支援事業の審査も市長からの諮問の一つと考え、重要な審議事項であるが、審査方法の簡素化の検討が必要である。) | | | |
| 24 中郷区 | 他区の状況が良く分からない。(他の地域協議会と意見交換会等を実施し、他の地域協議会の考え方や意見を聞き、各区や市全体の現状を把握する。) | | | |
| 24 中郷区 | 会長、副会長の選任について明確な規定がない。一部の委員予定者で選任案を事前に決めているように思える。(公の場で選考方法を協議し、それに沿って選考すべき。他の区ではそのような方法で選任していると聞いている。) | | | |
| 24 中郷区 | 自主審議等で方向性が出て行政側が動かない。予算や法的な問題等もあるが、地域住民とも協議を重ね、協働を生み出す調整ができないか。(高齢者サポート体制など) (・提出した意見書に対しての追跡調査が必要。 ・仕掛け役とリーダーを育てる体制づくりが必要。) | | | |
| 24 中郷区 | ・地域協議会を活性化させることを協議会自体に求めることは間違いである。制度を理解し、活性化策を考えるのは市職員や市議会の任務である。 ・委員には調査権も参考人招致の権限も無いのであるから、その役割を果たすことが市の職務である。市長の付属機関であるが、市議会の補佐的考えも必要と思う。 | | | |
| 24 中郷区 | 協議会の開催回数や時間の中で、十分な審議がされていない。 (・事前配付資料の内容を議会や役所内の配付資料よりもわかりやすく、経緯の説明等を詳細に入れることにより、協議会委員の理解が深まれば審議時間の短縮、十分な審議につながる。 ・協議会委員の協議内容に対する理解度を上げるために勉強会の開催も必要である。) | | | |
| 24 中郷区 | 事務局で用意した検討課題だけでは地域協議会は活性化しない。中郷区での現在の問題、今後の課題について抽出・掘り下げが必要である。(課題ごとに専門委員会を設け、課題改善に向けて長期間で対応する。(委員が任期満了で改選されても継続が必要な専門委員会は残す)) | | | |
| 25 板倉区 | 月1回程度の定例会議の開催では、時間が不足し、十分な審議ができない。(定例会議以外の任意の部会等についても、費用弁償の支払い対象とするなど、制度化する。) | | | |
| 25 板倉区 | 諮問等の案件について審議の期間が十分でないため、十分に理解しないまま協議し、結論を出してしまうことが多い。(諮問から答申までの期間を十分に確保する。必要に応じて、地域住民との意見交換を行う。) | | | |
| 25 板倉区 | 自主的審議が課題解決に結びつきにくい。(地域住民との定期的な意見交換を行い、優先度の高い課題から計画的に審議する。審議結果を課題解決に結び付けるために、住民や行政が取組を進める。) | | | |
| 27 三和区 | 地域協議会が、自主審議事項の形にとらわれず、地域内の課題について、意見交換を通して解決できればベストであると考えている。したがって、自主審議事項の多少は問題とすべきではないと判断する。 | | | |
| 28 名立区 | 地域協議会と行政との関わりについて (地域協議会と総合事務所、総合事務所と木田庁舎の連携を密にしなければならない。) | | | |
| 市の考え | ・地域協議会や町内会、住民組織、まちづくり団体等が、それぞれに課題を出し合い、問題意識を共有していく中で解決策を検討していく場として意見交換を行っている。 ・こうした話し合いを継続していくことにより、地域協議会が自主的審議の中で、「地域を元気にするために必要な提案事業」として市に提出していただくこともできるよう取組を進めていく。 | | | |

3 運営上の課題、3-2地域協議会と住民の関係、3-2-1代表制を担保する仕組みづくり(住民との関係)(協働の要となる方策)

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|-----------|--|--|---|------|
| 01 高田区 | 「代表制を担保する仕組みづくり」とあるが、地域協議会を地域住民の代表とすると、町内会長との関係で、双方に齟齬を来す恐れがある。 (地域協議会委員は、地域住民の代表としてではなく、あくまで個人として応募し、自由闊達に意見を交わすのがよい。) | 地域協議会と町内会等の地域の団体との関係性の構築の方策 協働の要となる方策 | (宗野副座長) 2005年の地域自治区設置以来、上越市の地域協議会は、地域事業費の執行をはじめとする市の施策に関心を向け、諮問への答申、自主的審議と意見の提出を通じて、市の施策に関する意思決定の一端を積極的に担ってきた。その一方で、とりわけ合併前町村の区域においては、地域協議会、町内会長協議会、住民組織(大潟区のまちづくり大潟などがこれに該当)、総合事務所の四者が地域課題を協議し、これに協働で取り組む必要性も認識されてきている。地域協議会を要として、「協働の活動」を模索する地域自治区が出てきているのである。もっとも、「協働の活動」の態勢を整え、軌道に乗せた地域自治区は未だないようである。 地域協議会を要とする四者の地域課題への取り組みの必要性は、上述のように強く意識されているものの、「協働の活動」の態勢を整えるのは並大抵のことではない。地域協議会は報酬のない委員から構成される協議体であり、公式の会議の開催頻度は年間十数回である。このような現状を前提として四者による「協働の活動」を実現するためには、地域協議会の内部に町内会長協議会や住民組織と協議する場を設ける、あるいは地域課題に関して住民と協議を重ねるしくみを設けるなどの方策が必要になる。そして、このような事情は、諮問事項の協議と自主的審議事項の協議を中心とする、地域協議会の運営方法の見直しを求めることにもなるのではないかと。 なお、「地域を元気にするために必要な提案事業」は、明らかに、地域協議会が要となつて「協働の活動」の企画と実施を進めるしくみとして構想されたものである。各地域自治区が、自らの地域課題に取り組む事業を提案できる態勢を整えることが、すなわち「協働の活動」を進めることにもなる。ここで、各総合事務所ならびにまちづくりセンターの果たす役割がきわめて重要になることは、いうまでもない。 | |
| 02 新道区 | 町内会や住民と協議会委員の関係が不明確である。 (協議会と町内会や住民の位置づけを組織として明確にすべき。地域課題がより把握され、議論できるようにするために、町内会長等から協議会に協議できる仕組みが必要と思う。) | | | |
| 04 春日区 | 地域協議会が提案する自主事業の主体となるだろう地域団体との軋轢増幅が懸念される。 (自主事業の検討過程において、地域団体とのコミュニケーションの機会を設け、理念の共有を図っていく。) | | | |
| 10 直江津区 | 公募公選の制度そのものが代表制を担保していると考え、 (代表制の担保のため信任投票も必要である。) | | | |
| 10 直江津区 | 住民との情報交換の場が作れず関係は極めて希薄。 (街を考えるグループや町内代表など住民との接点を持ち、問題や課題について住民と委員が情報を共有し、解決に向けて十分議論する必要がある。) | | | |
| 10 直江津区 | 町内会長協議会と歩調を合わせた積極的な活動の推進。 (年2~3回の会議等の開催(地域のビジョンの議論のため。)) | | | |
| 10 直江津区 | 市長の付属機関であるが、現状では町内会との役割があいまいである。単に意見を答申するだけでは二重組織である。 (住民の立場でより良い地域を目指すために、町内会と連携し課題を共有し、一本化を進める。) | | | |
| 10 直江津区 | 住民の意見や利害関係を代表するのが主たる役割ではあるが、市長の付属機関である以上、協働の要素となる方策はあり得ない。 | | | |
| 13 保倉区 | 一般市民の立場からは、地域協議会の存在意義があまり感じられていない。 (地域住民との意見交換など、地域住民に対してPRしていくことが必要である。) | | | |
| 13 保倉区 | どうしても町内会組織(町内会長協議会)との役割が明確にならない。 (再度整理しない限り、このまま曖昧なまま埋もれてしまう恐れがある。) | | | |
| 13 保倉区 | 地域協議会は中途半端な役割、位置づけである。市長の付属機関という制限もあるためか、市議そして地区独自の町内会による活動との重複で、理解しにくい。 (行政組織として、複雑多岐がよいのではない。市民に理解されやすく活動しやすいものであるべき。) | | | |
| 14 北諷訪区 | 地域の課題に主体的に取り組み解決していくことが必要。 (身近なことは住民がよく知っているので、住民の声を聞く機会を作る。まず、地域の課題を見つける。) | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 地域住民に制度が十分理解されていない。 (市の中で制度が根付くには時間が、あまり厳しい要求をすると委員のなり手はいなくなる。ゆるやかな立場でよい。) | | | |
| 17 浦川原区 | 浦川原区では、地域協議会委員が、普段から住民意見の吸い上げに注力しているとともに、出前による地域協議会や地域住民の懇談会の開催を通じて、広く住民の声を聞き入れ、住民目線での提案や自主的な課題の協議に取り組んでいる。 (浦川原区地域協議会は、住民の代表として、住民の意見集約を行って提案や課題の協議を行うように努めている。) | | | |
| 17 浦川原区 | 合併により解散した議会に代わる協議機関として地域に求められている13区の地域協議会と、旧市を分割して、市議会と町内会の間に「新設」された合併前上越市の地域協議会では、生い立ちも異なり、地域の期待度にも差がある。 13区の地域協議会のほうが、合併前上越市のそれより住民の代表として機能している。 | | | |
| 20 柿崎区 | 地域協議会と住民の関係について 地域を元気にするために必要な事業の提案について、地域住民とのつながりがほとんどない。地域の問題を掘り起こす場が少ない。 (出前地域協議会と地域住民との意見交換会を充実させる。) | | | |
| 22 頸城区 | 地域協議会が、単なる諮問機関ではなく、地域の諸課題を吸い上げ、検討・提案していくためには、町内会、住民組織、各団体等との情報交換及び連携の仕組みづくりが必要。 (役割分担の明確化・ルールづくりを検討する必要がある。(住民の声をどういう形で吸い上げるか?)) | | | |
| 24 中郷区 | 今後、色々な自主審議事項を協議する上で、場合によっては地域住民とのプロジェクトの立ち上げが必要となった場合の体制整備。 (体制をスムーズに組むためのルール化と色々な場面での専門的人材配置に備えるため、事前に人材を把握する。) | | | |
| 25 板倉区 | 委員が、地域の課題や住民の意見を把握できていない。 (地域住民との定期的な意見交換を行い、意見聴取を行う。) | | | |
| 27 三和区 | 協議会で審議している内容がうまく地域に伝わっていない。 (諮問の有無に関わらず審議事項等については地域住民との対話を実施し、地域の意見をすい上げる。) | | | |
| 市の考え | ・実行よりも決定に重きを置いた制度となっていること、制度が本来意図している「意見調整」、「意思形成」、「協働」、「実働負担」といった役割を全て地域協議会に求めることは現実的ではない状況にあるため、今度、協働の要となる方策について検討する必要がある。 | | | |

3 運営上の課題3-3委員の心構え3-3-1やりがい度の向上策

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|-----------|---|------------|---|------|
| 02 新道区 | 自ら進んで応募し、選挙によって選ばれたわけではないことから、地域住民の代表者としての意識が低い、地域課題等に対して受動的であり、能動的な発言が少ない。 | やりがい度向上の方策 | (宗野副座長) 重要な課題については市から地域協議会に諮問し、また適切な自主的審議を経て提出された意見について真摯に対応することが、委員のやりがいを高く維持するために最も大切なことである。 なお、「地域を元気にするために必要な提案事業」が本格化すれば、地域協議会委員の責任と活動量が大きく増すとともに、委員のやりがいが高まることも期待される。この期待を現実のものとするためには、委員に市政や地域についての良質な情報を提供し、またストレスなく協議できるように、総合事務所ならびにまちづくりセンターのサポート機能を高める必要がある。 (牧田委員) 目に見える形での成果を積み上げることが重要。自分たちの「決定」を市が受け止めてくれたという実感を積み重ねること。 議員とも定期的に意見交換するなどして、互いの立場の違いを認識する機会をもつことがひとつの方法かもしれない。 市議会で地域協議会としての意見陳述の機会を設けることも必要ではないか。 任命式等での基本的な趣旨説明ももちろん重要だし、地域協議会の任務と委員の心得をコンパクトにまとめたパンフレットなどを配るのもいいかもしれない。 | |
| 10 直江津区 | 定期的な委員の全体研修が必要である。 (協議会や委員の役割に関して振り返る内容が必要である。) | | | |
| 10 直江津区 | 委員に保守的な考え方の人が多いとやりがいが下降気味である。 (たくさんの人から意見、考え方を聞き、整理をして今後のまちづくりに役立てる。) | | | |
| 10 直江津区 | 直江津をどのような街にするか考える。 (地域の活性化が一步でも二歩でも前に進めることができることがやりがいである。) | | | |
| 12 八千浦区 | 地域協議会委員の役割の認識不足。 (委員の認識を高めるために、学習会、勉強会の機会を確保する。) | | | |
| 14 北諏訪区 | 市長付属機関であっても身分が不安定で明確化されていない、地域からの要望もない、(地域の人々の理解度(認知度)が向上することによって、やりがい度もアップするのではないかと考える。委員自らが向上心を持ち、地域のために知識・見聞を広げていかなくてはならない、今後も公正、公平な審査に努める。) | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 地域協議会で取り組んだことが、きちんと分かり易く評価され、委員に戻ってくるようにしなくてはならない。 (自分たちが、取り組んだものに対する評価や結果報告が十分になされるような仕組みを作る。) | | | |
| 17 浦川原区 | ほとんどの委員は、やりがいを持って取り組んでいる。 | | | |
| 19 牧区 | 自主・自立した地域協議会を目指す必要があるが、現状では地域協議会の制度等について、各委員に理解されていない部分がある。 (自立した協議会とするため、各委員のスキルアップを図るべく、再度勉強会等の開催が必要と考える。) | | | |
| 19 牧区 | 協議会独自の研修会や一泊での視察研修に対しては補助されていないため、活動に一定の制限がある。 (独自の研修会や一泊での視察研修に対する補助について、各区協議会の意見を尊重し、柔軟な対応が必要である。) | | | |
| 20 柿崎区 | 研修の強化 (区における地域振興事業費の予算編成段階から、地域協議会も参画できるようにする。この前段階として、常設してある地域協議会と関係各団体・地域住民との意見交換会において、地域の現状を把握しながら予算編成を進める。こうして予算が編成されていくことは、地域振興、協議会運営の活性化及び委員のやりがいにもつながっていく。) | | | |
| 25 板倉区 | 委員の課題に取り組む姿勢に差がある。 (安易な妥協はしないで議論を尽くす。委員は、理想の地域自治区を目指す心構えを持ち、区の住民の期待に応えるため、あらゆる分野の勉強をすべきである。) | | | |
| 28 名立区 | 地域協議会委員の責務は非常に重い (地域協議会委員は、非常に重い責任を負っていることから、活動していく上で行政側からのフォローがもっと必要。ある事業について、地域協議会、行政各々がどうあるべきかを確認する意味でも、継続的なフォローが必要。) | | | |
| 市の考え | 委員のやりがい度・資質の向上を図るために、協議会の活動範囲における情報収集等に要した実費や研修の充実について検討する必要がある。 | | | |

3 運営上の課題、3-3委員の心構え、3-3-2議員との違いの明確化

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|---------|---|-----------------------|--|------|
| 10 直江津区 | <p>地域協議会委員は地域のこと、議員は市全体のことを考える。 議員は自らの行動で市政をチェックし市民の意見を収集し市民と対話する必要がある。委員は議員とは違い自ら住民の皆さんの中に入って意見要望を収集する必要はない。 (住民から提案される意見要望を協議会で一般市民の目線で審議することが役割であると考え。)</p> | <p>議員との違いを明確化する方策</p> | <p>(宗野副座長) 市議会と地域協議会は、いずれも住民の代表であるが、それぞれが代表する範囲は異なる。市議会は、理念上も制度上も全市域の市民を代表して、全市域の事がらを審議する機関である。これに対して地域協議会は、自らの地域自治区に関わる諮問事項を審議し、また自主的な審議を行うものとして置かれた機関である。 市議会は、公職選挙法に基づき選挙によって選ばれる代表から構成される。地域協議会は、公選法上の選挙とは異なる投票を経て市長に選任される委員から構成される、市長の附属機関である。したがって、両者はそれぞれ次元の異なるものである。</p> | |
| 17 浦川原区 | <p>浦川原区地域協議会委員は、皆、市議会議員との違いを明確に心得ている。 全市の問題解決に取り組む市議会議員に対し、より身近な、浦川原区内の問題を中心に検討する機関として理解しているところである。 (より一層の地域自治区制度の周知、理解の促進が必要。自分たちの地域を自分たちで組み立てる意識を持ち、住民自らが自立していくことが重要である。 ・現職の委員は、無報酬であることを理解しているが、同時に、若者や女性の参画を促進するためには報酬があるべきと考えている。 ・委員の活動意欲にも個人差があり、各委員が地域自治を自らの問題と考え、関っていく自覚を持つことが必要である。)</p> | | | |
| 18 大島区 | <p>協議会委員は、市議との違いを認識しているが、住民の多くは市議と同等の任務を行うものと思っている。 (旧町村時の議会議員に替わるものと認識している人が多い。市長の付属機関の委員であることを周知する必要がある。)</p> | | <p>(牧田委員) 議員とも定期的に意見交換するなどして、互いの立場の違いを認識する機会をもつことがひとつの方法かもしれない。 市議会で地域協議会としての意見陳述の機会を設けることも必要ではないか。 任命式等での基本的な趣旨説明ももちろん重要だし、地域協議会の任務と委員の心得をコンパクトにまとめたパンフレットなどを配るのもいいかもしれない。</p> | |
| 27 三和区 | <p>地域協議会委員の中に旧村議会議員の役割と混同している向きもある。 (改選期の新委員に委嘱する前に、地域協議会委員の目的と役割をもう少し時間をかけて説明する。 説明会は市全体でなく、地域毎が望ましい。)</p> | | | |
| 25 板倉区 | <p>多数の住民は、地域協議会委員を町議会議員の延長線上と捉えている。 (市議会議員との違い、無報酬であることを市からPRする。)</p> | | | |
| 市の考え | <p>市議会は議決機関として市の予算の決定や条例の制定など全市共通の、広域的な課題について大局的な立場から審議を行うものであり、一方、地域協議会は地域の個別課題の検討を行うものであることから、それぞれの役割は自ずと異なる。今後、地域協議会は市長の附属機関であるということの理解度向上に努める。</p> | | | |

4 その他の課題、4-1地域協議会の認知度、4-1-1認知度向上策

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|-----------|---|-------------|---|------|
| 01 高田区 | 地域協議会委員の認知度が低いので、委員として、市の現状を学び伝える努力が必要である。 | 認知度を向上させる方策 | (宗野副座長) 地域協議会は、“実働の機関”ではないので、市民にはその存在が見えづらい。既に行われている取り組みからヒントを探るならば、出前協議会として地域自治区内の複数の拠点に向いて地域協議会を開催し、さらに本会議とは別に住民懇談会を開催して市民の声に直接耳を傾ける試みなどが、有用な手掛かりを与えてくれるのではないか。 (牧田委員) 住民からの認知を高めるためには、地道に活動を続け、少しずつ結果を出していくしかないが、地域活動支援事業はその契機となりえたのではないかと、元気になる提案事業が具体化できれば、協働の要であることがいっそう可視的になり、住民の認知度は高まるであろう。 | |
| 02 新道区 | 町内会等の役員等は認知しているものと思うが、一般住民の認知度はかなり低いと思う。 | | | |
| 04 春日区 | 地域協議会の認知度向上策が必要である。 (地域協議会だよりを拡充する。) | | | |
| 10 直江津区 | ほとんど認知されていない。 (地域協議会のPRが必要。 出張地域協議会を行ったり、あらゆる住民団体との定期的懇談を行い、住民が実感できる課題解決に向けた取り組みが必要。) | | | |
| 10 直江津区 | 行政、委員、市民全員で考えていく必要がある。 (地域協議会や行政に対する意見要望を聞く市民全員アンケートを実施する。) | | | |
| 10 直江津区 | 地域協議会として必要な身近な地域の情報が不足している。 (地域協議会として、地域団体等の意見、情報交換会を多く持つ必要がある。) | | | |
| 11 有田区 | 地域協議会を知らない人が多い。 (町内会長や住民との意見交換会を実施する。 出前地域協議会(会場を変えての開催)を実施する。 協議会の開催時間を変更し、傍聴しやすい時間に開催する。) | | | |
| 12 八千浦区 | 認知度がまだまだ低い。 (広報及び協議会委員と地域住民との対話を行う。地域活動支援事業で行った事業を地域住民にPRする。) | | | |
| 13 保倉区 | 地域活動支援事業の採択審議のみでしか認知されていない現状がある。 (地域活動支援事業以外のことについて、地域住民に対してPRしていく必要がある。) | | | |
| 14 北諏訪区 | 地域協議会制度及び地域協議会委員について、一般の住民にはまだまだ浸透していない。 地域の多くの人が協議会について知らないのではないか。 (協議会の2週間位前に回覧板等で町内の人に知らせ傍聴を促す。 広く一般推薦を推進する。) | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 幅広い層に対する周知方法はないか。 (様々な機関等と連携し、地域協議会の認知度向上に向けた取り組みを行っていく。) | | | |
| 16 安塚区 | 地域協議会の果たした役割が住民に伝わっていない。 成果が広く伝われば、委員のやりがいも高まるのと思われる。成果の共有方法を検討する必要がある。 (地域協議会を身近なもの、自分たちの区のものとして捉えられるように、地域に出て懇談会を開催したり、住民と委員が直接意見交換をする必要がある。 ただし、方法については、定期的で開催するのではなく、必要性があれば話し合いをする、懇談会を持ちながら成果を伝えていく。) | | | |
| 17 浦川原区 | 浦川原区では毎年、出前方式による地域協議会を開催しているため、住民の認知度は向上している。 | | | |
| 19 牧区 | 地域協議会の認知度は決して高いとは言えない、また、住民意見やニーズの把握も困難な状態が見受けられる。 (町内会長連絡協議会や各種団体との懇談等により、常に情報を共有していく必要がある。) | | | |
| 21 大潟区 | 地域協議会の中で、協議した内容や行政課題について住民に伝えることが難しく、地域課題については住民との共有が必要であるが、それが出来ていないため住民からの協力が得にくい状態だ。 (地域協議会が住民への報告会やPRをもっと増やす。(町内会との連携により町内会の集まりや各種団体の集まりを利用する。) 今後、町内会と地域協議会の連携を強化しなければならない。) | | | |
| 22 頸城区 | 認知度を上げるため、各地へ出向き意見交換会を行う必要がある。 | | | |
| 24 中郷区 | 住民の代表機関に係わる委員の選任について住民の関心が低く会議時に傍聴者がいないのはなぜか、区民へのPRが必要である。 また、協議会委員になることに対して抵抗がなく協議会委員として自覚を持っていけるような協議会に持っていく。 (会議録では見る人は少ない。とにかく地域協議会組織の存在を認識してもらうため、行政無線での開催周知、協議会だより、HPやフェイスブック等で活動内容や審議内容を掲載する。協議会委員の紹介や区民との懇談会等を多く設ける。) | | | |

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|--------|--|-----------|------------|------|
| 25 板倉区 | 現在の地域協議会だよりは、行政用語を使用した答申内容や結果報告が多く、市民に興味を持ってもらえない。 (住民は、今取り上げられている課題や今後取り上げようとしている課題に関心があり、市民参加型の「たより」にすることで認知度が向上する。) | | | |
| 25 板倉区 | 地域自治区制度は、今後の上越市の在り方を左右する重要な制度であり、その根幹をなす地域協議会は大きな役割を果たして行くはずであるが、本来の役割が理解されていない。 (地域協議会が理想とする役割を果たすため、課題解決に向けた意見交換など、話し合いの機会を多く設ける。) | | | |
| 26 清里区 | 地域協議会の認知度が低いと、委員としてのやりがいを感じるような活動になっていない。 (委員も自己研修を行い、地域内の課題や住民の考えを拾い上げるなど、市民の目に見える活動が必要である。行政から地域協議会委員へ、議会と同様に、市政の情報を提供する。) | | | |
| 26 清里区 | 地域協議会の制度について、浸透しつつあるが、まだ、認知されていないことが多い。 (地域協議会の認知度向上などのため、事務局体制の拡充を図る。) | | | |
| 27 三和区 | 地域協議会の認知度を向上する必要性は感じていないが、地域住民の「関心度」の低いことが課題。 (諮問の有無に関わらず審議事項等については地域住民との対話を実施し、地域の意見をすい上げる。) | | | |
| 28 名立区 | 地域協議会の認知度が低いことは否めない。 年をおごとに委員の議論が活発化していることから、徐々にではあるが関心も高まってきているが、さらなる努力が必要である。 (町内会長や班長、民生委員のように玄関先に地域協議会委員の札をつけてみてはどうか。 地域協議会だよりの継続的発行と誌面の充実を図る。) | | | |
| 市の考え | ・現状では具体的な認知度向上策は地道な取組の積み重ね以外にないのか。 | | | |

4 その他の課題、4-2地域活動支援事業、4-2-1制度の課題と対応策

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|--------|--|---|---|------|
| 01 高田区 | 地域活動支援事業では、採択された事業が自立していけるように、補助金を漸次削減していくような方法を検討する。 | 地域活動支援事業の見直し・改善策 | <p>(宗野副座長)</p> <p>地域活動支援事業は、各地域自治区の様々な主体が事業を企画し実行することを支援するものである。企画・実行の主体が特定の団体・組織に固定化されず、様々な主体が企画を提案できるという利点がある。反面、各区に配分された予算の多額の繰り越し、企画の陳腐化、提案主体の疲弊などの問題が生じる可能性がある。さらに、地域協議会が提案事業の審査に忙殺され、自主的審議などに十分な時間を割くことができないという問題も発生する。</p> <p>現在の制度は、いずれ何らかの見直しを要するものと思われるが、これを完全に廃止するべきではない。よりよい仕組みに引き継いでいくという姿勢で臨むべきである。対応策として、「地域を元気にするために必要な提案事業」を充実させ、地域活動支援事業をこれに統合することが考えられる。「提案事業」の充実には、上述したように、「協働の要となる方策(参照)、地域協議会の仕組みや協議のあり方を変革していくことが求められる。</p> <p>(牧田委員)</p> <p>従来のルートでは補助金等を受けにくかった諸団体に活動資金を提供することによって地域の活性化を図ることを事業の目的とするならば、従来の地域行事への充当や行政の仕事を前倒しにしたりする使い方にはやはり疑問がある。</p> <p>継続を前提とするならば、趣旨とその方向性を明確にすべきである。</p> | |
| 01 高田区 | 地域活動支援事業で高価な備品や景品を購入するのは疑問である。(補助対象経費について再検討する。) | <p>【課題】</p> <p>・事業費の縮小</p> | | |
| 01 高田区 | 地域活動支援事業の認知度が低い。(新聞に地域活動支援事業に関する特集コーナーを設けてもらうなど、マスコミを活用した認知度向上策を検討する。) | <p>・配分額を流用できる制度にするかどうか(配分額に達しなかった区の予算を、不足した区に配分する)</p> | | |
| 02 新道区 | 地域活動支援事業で採択された事業の内容は区によってかなり温度差(活動支援事業の趣旨への適合度合いの面)があり、また、複数回に渡り追加募集を行わなければ予算を消化できない区があるなど、現行の予算配分のあり方に工夫と予算消滅の意義を感じられる事業が採択されることを可否する必要が有ると考える。(よりよい事業への手厚い助成(集中投資)が可能となるように制度の見直しを行う。例えば下記のような手法が考えられる。) | <p>・残額の繰越</p> <p>・市が行う事業の廃止</p> | | |
| 02 新道区 | 地域活動支援事業の必要性に疑問を感じている。行政がやるべき仕事を肩代わりする事業が多いように感じている。 | <p>・28区間での予算流用を可能とする仕組みの導入</p> <p>・補助財源の基金化(合わせて2次3次募集は行わないこととする)</p> <p>・複数年に跨る事業の提案を可能とする(良好な事業については繰越を可能とする)</p> | | |
| 02 新道区 | 地域活動支援事業の活性化につながる活動を支援したいが、そのような提案が少ない。(地域協議会と町内会長協議会で年1回程度会議を開催して議論してはどうか。) | <p>・ハード整備(備品購入)中心の提案が多いこと</p> | | |
| 02 新道区 | 地域活動支援事業の趣旨に沿わない事業が多く(提案されており、地域課題の解決や地域活性化に大きく寄与した事業は少ないと感じている。(PR活動に注力すべき。)) | <p>・地域協議会が地域活動支援事業を審査すること</p> | | |
| 02 新道区 | 地域活動支援事業に対する地域住民の認知度が低い。(全世帯を対象に地域活動支援事業に関するアンケートを実施し、意見や要望を抽出し、参考にしてはどうか。) | | | |
| 04 春日区 | 地域活動支援事業に提案された事業の「認識～審査～採択決定」までのスケジュールが厳しいことから、審議する時間を十分設けることが困難である。(前年度中に募集・提案の受付ができるようにして、協議会で審議を開始し、新年度に入って速やかに採択決定ができるようにすべきである。(会計年度独立の原則を緩和して運用すべきである)) | | | |
| 04 春日区 | 地域活動支援事業の提案者とコミュニケーションを図り、より良い提案となるように助言・調整できるような仕組みが必要と考える。(審査に十分な時間を設け、提案者に助言を行い、それを踏まえた再提案を可能とする仕組みを導入する。) | | | |
| 05 諏訪区 | 地域活動支援事業は地域の要望を短期間に実現できる手段であり評価する。(制度の詳細については見直しが必要と考えるが、地域活動支援事業そのものは今後も継続されるべきものと考えている。) | | | |
| 05 諏訪区 | 地域活動支援事業により、これまで地区内の活性化に繋がる事業が行われてきたが、28区の提案状況(複数回に及び募集している状況)をみると、既に一定の役割は果たしたものと考える。また、市の財政事情に踏まえ、現行の予算規模は過大ではないかとの意見がある。(これまでの実績を踏まえた将来予測を行い、予算規模について詳細検討を行う。) | | | |
| 05 諏訪区 | 地域活動支援事業で採択された事業の中には、備品購入が主たる目的と感じられる事業や地域活性化や地域課題解決への貢献度に疑問を感じる事業がある。(これまで採択された事業の分析を行い、地域活動支援事業の趣旨により適合するソフト事業が多く提案され、採択されやすくなるような手法を研究し、次年度以降から導入する。) | | | |
| 06 津有区 | 地域活動支援事業の予算配分について、津有区では配分額に対して補助希望額が超過しているため配分額の増額を希望しているが、2次募集や3次募集を実施している区もあること等から、予算配分の見直しが必要と考える。 | | | |
| 06 津有区 | 地域活動支援事業について、備品の購入が主目的となっている事業が多い。(備品購入については、特に、事業実施後に管理方法や効果について検証が必要。また、団体で購入した備品はその団体だけが使用するのではなく、地域全体のものとして、全体で活用することが望ましいと考える。) | | | |
| 08 和田区 | <p>③地域活動支援事業の審査は別の機関で実施してはどうか」という意見については、次のような賛否両論があったことを報告することとした。</p> <p>・基本審査だけを協議会で審査し、共通審査を他の機関で実施してはどうか。</p> <p>・もっと自主審議に時間をかけるべきである。</p> <p>・他区では、地域活動支援事業の審査採択に多くの時間をとられ、意見交換を深められないという意見があったと聞いている。</p> <p>・地域活動支援事業の審査に携わることは地域協議会の大切な役割である。</p> | | | |

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|---------|---|-----------|------------|------|
| 09 高士区 | 残額が翌年度に繰越できないため、予算消化のために、無理やり事業提案 をしている感がある。 (残額の繰越を認めるべき。) | | | |
| 09 高士区 | 市が行う事業は廃止すべき。 | | | |
| 09 高士区 | 申請事務が煩雑である。また、特定の団体や町内会等に偏っていて、地区 全体の制度となっていない。 (提出書類等を簡素化する。) | | | |
| 09 高士区 | 市全体を見ても備品の購入が多い。備品の扱いが不明瞭であり、雑にならないようにすべき。 (数年は、購入した備品の精査が必要。しっかりと管理等がされていない場合は、補助金の返還もあり。) | | | |
| 09 高士区 | 審査時間が足りない。 (日当を支給し、半日や一日など審議に十分な時間を確保する。) | | | |
| 09 高士区 | 審査基準が主観的で客観性に欠ける。 (客観的な審査基準の設定。) | | | |
| 10 直江津区 | 本来は、市で行うべき事業が提案されている。 (市の執行事業は廃止が望ましい。) | | | |
| 10 直江津区 | 継続事業に比べ、新規事業が少ない。 (継続事業に対しては自主財源化を促し、支援事業での継続可能年数を限るなど、新規事業の参入をしやすくする必要がある。) | | | |
| 10 直江津区 | 当然のことながら採択審査の透明性、公平公正が求められている。一方で審査が厳し過ぎとの声が聞こえる。 (財源は税金である。地域と関係のない団体の事業や業者に作成一任、丸投げの事業は禁止すべきである。) | | | |
| 10 直江津区 | 地域エゴや委員間の利害関係による対立、感情的な対立が出てきている。 (事業目的を絞り込んでよりわかりやすい制度とする必要がある。委員間の対立が進む場合は、協議会ごとの審査は廃止して、市域全体を対象にした審査会等による採択審査方式に変更する必要がある。) | | | |
| 11 有田区 | 提案内容について、地域の範囲や見積もり等、検討が必要なものがあった。 (何が適切な事業か提案のルールを決める必要がある。) | | | |
| 11 有田区 | ソフト事業の提案が少ない。 (提案しやすい環境づくりを行う。) | | | |
| 12 八千浦区 | 地域活動支援事業のおかげで、各種の活動ができている。 (ソフト、ハードを含めた仕組みづくりができつつある。自主財源をどうするか検討が必要となる。) | | | |
| 12 八千浦区 | 青少年の健全育成等に寄与する事業もあるため、制度を継続すべきである。 (制度の存在を知らせて行く、当地区での取り組まれた実績などを知らせて行く。) | | | |
| 13 保倉区 | 制度は継続してほしいが、資金の配分が中途半端であり、また、使途に制限が厳しく、利用しにくい(計画の変更、使用期日、範囲の制限)など、一考を要するものがある。 (地域要望事項を中心とした配分計画とする方法も検討する必要がある。) | | | |
| 13 保倉区 | この制度により行政の手とどかない部分の対応ができてよかった。 (町内会長との連携、役割をお互いに勉強したい。) | | | |
| 13 保倉区 | 地域活動支援事業の採択審議のための地域協議会となっていないか。 (町内会組織との連携の下、地域の課題を審議していく必要がある。) | | | |
| 14 北諏訪区 | 予算を使い切るために審査が甘くなってしまうのではないか。 (残った予算については、次年度に繰り越すか他の地域に回すべき。) | | | |
| 14 北諏訪区 | 応募が少なく追加募集をかけている現状である。 | | | |
| 14 北諏訪区 | 当区では、歴史的物件や後世に残す物件もなく、補助金の使い道がなく、一部の団体等に偏っているため不満の声が出ている。 | | | |
| 14 北諏訪区 | 事業費の金額、事業内容は妥当か。 | | | |
| 14 北諏訪区 | 同好会及び特定のスポーツ愛好会等の活動に目が行き、根本的な地域活性化が議論の中に入ってこない。 (審査基準を見直すべき。) | | | |

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|-----------|---|-----------|------------|------|
| 15 谷浜・桑取区 | 毎年、同じ団体から提案がある。 (提案内容や補助金の使い方について精査する。) | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 一過性の提案が多く、地域の活性化につながるか疑問の提案もあった。 (制度を根本的に見直すべき。) | | | |
| 16 安塚区 | 地域活動支援事業の配分額に満たない額が生じている。 (配分枠に達するまで追加募集という方法もあるが、区への配分枠については1年度に限り繰り越しを認める。) | | | |
| 16 安塚区 | 地域活動支援事業について、事業実施後の地域の変化の検証が不十分である。 (地域協議会において事業実施の効果を検証する。) | | | |
| 17 浦川原区 | 市議会の目が届かないような、細かな支援策、地域限定の支援策を講じられるので、よい制度である。 浦川原区全体の振興のために利用されていると認識している。 (継続を望む。) | | | |
| 17 浦川原区 | ある区で募集額に対して提案額が下回り、別の区で配分額が不足した場合には、不足している区で地域にとって本当に必要な事業が提案されている場合には、第二次募集が行われる前に余っている区の予算を不足した区の提案事業に割り当てて執行すべきではないか。 (浦川原区では地域活動支援事業への提案や要望が多く、配分額の増額を望む。 募集額に達しなかった区の予算を、不足した別の区で本当に地域に必要とされる良い内容の事業が提案されている場合に回して、有効に活用する。) | | | |
| 17 浦川原区 | 他の自治区で見られる「市が行う事業」の提案については、元々、市が行う事業は必要に応じて市で予算化すべきものであり、地域活動支援事業のなかで実施すべきでない。 (市が行う事業は、地域活動支援事業の対象外にする。) | | | |
| 20 柿崎区 | 地域活動支援事業は今後も継続して実施してもらいたい。 | | | |
| 21 大湊区 | 地域活動支援事業の申請には次の書類が必要となります。 1.団体等の概要 2.事業の概要 (1)事業の対象自治区、区分の別、事業主体及び概算事業費 (2)事業の目的及び期待する効果 (3)採択の方針等との整合 (4)事業の内容及び実施方法 (5)事業の実施期間及び実施スケジュール (6)次年度以降の活動の見通し (7)事前協議 (8)事業の収支計画等 (9)その他 位置図、写真等 (上記に明示した地域活動支援事業申請書類内訳ですが、提案内容によっては、書類の簡素化を図ればもっと多くの提案事業申請があると思う。申請者からは、やっぱり困るとの意見を聞きます。) | | | |
| 22 頸城区 | 地域活動支援事業では、人件費が補助対象外なので、ハードに重きをおいた提案が多くなってしまふ。 | | | |
| 23 吉川区 | 多くの区で追加募集を実施している。 (最初に募集し提案がない自治区では、追加募集するのではなく募集が配分予算を超えた自治区に配分するよう見直しをしてほしい。) | | | |
| 23 吉川区 | 地域協議会の活性化や、認知度の向上につながっており、委員のやりがいにもなっているが、次の課題もある。 本事業の理解度等により、地域間の格差が生じている。 | | | |
| 23 吉川区 | 市が行う事業は、本事業に適さないと思う。 | | | |
| 24 中郷区 | 配分額に達するまで再々募集は疑問である。 (広く市民に対象となる税の公平さを考えると制度の在り方を考えるべきではないか。) | | | |
| 24 中郷区 | 市が3年前に導入したこの事業は、年度当初に比べ提案件数が減少し、配分額に達しない地域が半数以上と活用に差が生じている。 | | | |
| 24 中郷区 | 支援金を有効に活用し地域の活性化を図っている区もあり、取組みに温度差がある。 | | | |
| 24 中郷区 | 自主自立を目指し多種多様な事業を行っている団体や町内会がある。このまま提案が減少する場合、提案者と提案しない者の格差が大きい。 | | | |
| 24 中郷区 | 提案内容は施設関係、団体の備品購入、一部町内会の提案もあり、本来市がやるべき事業または趣旨対した疑問の残る事業もある。 (財源があるから事業を行うように取られがちで、自立心が阻害される可能性がある。) | | | |

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|--------|--|-----------|------------|------|
| 25 板倉区 | 地域協議会は、配分額を使い切ったための、単なる採択機関となってしまっている。 (地域の課題を解決するために中長期な計画が必要な案件もあるため、配分額の残額の繰越制度も必要である。 配分額を使い切らなければ、地域にとって損失であるという発想を持たない。) | | | |
| 25 板倉区 | 審査する委員の認識に差がある。 (審査にあたっては、現場を確認し判断する。) | | | |
| 26 清里区 | 地域活動支援事業は、地域の活性化に有効であるとともに、その審査を地域協議会が今後も行っていくことが必要であると考え る。 (地域活動支援事業を継続および拡充して、各地域の活性化を図る。) | | | |
| 27 三和区 | 区内において、住民自主参加による活性化事業は財政的負担から活動が停滞している。従って地域活動支援事業が縮小されると その影響は大きい。 (今後とも地域活性化のため充実した地域活動支援事業の継続は必要。 地域協議会委員は、地域活性化に効果があると思われる事業の対象となる小グループ(財政基盤が弱い)の掘り起こしを行う。) | | | |
| 27 三和区 | 他の団体が申請し、採択されると次年度から同様な事業が集中する傾向が見える。…地域にとって真に必要な事業か？地域活 性化にどれだけの効果があるかについて充分検討されていない。 (地域協議会として、地域活性化を図るために推奨する事業例を募集前にPRする等して、申請事業の質の向上を図る。) | | | |
| 28 名立区 | 市内の不均衡、区内の不均衡の是正 (地域活動支援事業として実施する「市が行う事業」の考え方を整理する必要がある。(市が通常業務として行うべき事業をどうす るか)) | | | |
| 市の考え | ・本事業を通じて、今後益々重要となる「地域活動」、「新しい公共」、「自主自立」を促進し、地域自治区制度をより進化させていく一 助になる事業であることから継続実施としたい。 ・地域活動支援事業を4年間実施したことで、地域の課題解決に向けた新たな取り組みも生まれるなど、地域住民の手で課題を解 決するきっかけづくりは達成されつつあることから、今後は地域活動の発展と定着を促すとともに、地域振興を図っていく。 ・事業費、事業内容、備品購入など様々な課題もあることから、課題を解消するとともに更なる深化に向けて検討していく。 | | | |

4 その他の課題、4-3地域協議会の今後、4-3-1地域協議会の果たすべき役割

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|-----------|---|---------------|--|------|
| 10 直江津区 | 地域の課題を委員で話し合い、良い方向に導くこと。課題の解決方法を、行政(市長)に伝え、改善策を明確にしていることが地域協議会の役割。 地域協議会は不可欠である。 (地域の課題解決のために議論する。住民、行政、委員等の連携が必要。継続することで本来の住民自治に近づいていく。公募公選制を維持して地域協議会は何としてでも継続する必要がある。) | 地域協議会の果たすべき役割 | (宗野副座長) 地域協議会の最も重要な役割が、諮問事項と自主的審議事項の真摯な審議であることはいまでもない。各地域協議会は市の施策を注視し、意見の提出を通じて市の施策に積極的に関わってきた。この役割を今後も担い続けていくことが、まずは地域協議会に求められている。 他方で、今後は、地域協議会が地域自治区内の住民や諸団体の衆知を集めて地域課題を探り、これへの対応を諸主体と協議する場として機能することも求められるのではないが、地域協議会の会議を地域自治区に向けて開く、あるいは地域協議会のなかに地域自治区の住民や団体を呼び込み、種々の地域課題や協働の活動につき継続的に協議を重ねるしくみを構築していくことが求められている。 | |
| 12 八千浦区 | 自主的審議の優れていることのアピールが不足している。 (市長の付属機関ではあるものの、まちづくりへの支援ができるような組織を考えることも必要ではないか。) | | 市と向きあうばかりでなく、自らの抛って立つ地域自治区の住民や諸団体と向き合うことが、今後はさらに重要になる。 | |
| 12 八千浦区 | 地域協議会は地域支援には必要である。 (地域での立場の住み分けを行い、町内事情を加味しながら進めることにより、より良いものになっていく。) | | | |
| 13 保倉区 | 地域協議会制度は役割等の再検討を要するが継続すべきである。 (町内会長との連携、役割をお互いに勉強していく。) | | | |
| 14 北諏訪区 | 住民の意見を代表するのが役割。 (町内や地域からの要望などを聞き市へ伝えていく。) | | | |
| 14 北諏訪区 | 少子化が進む地域の10年、20年先を考えた諸問題に対処すべき。 | | | |
| 14 北諏訪区 | 地域活動が衰退している中で、特定の社会参加型活動が増加している現状を理解して検討する。 | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 住民が市行政に関心(期待)を持つ。 (住民と行政のパイプを出来るだけ多く作る。) | | (牧田委員) これまでどおり地域の意思決定機関であり、住民を代表し、地域自治と行政との協働の要となる役割を担うべきである。 そのためには個々の委員の力量アップと行政支援の継続が課題となるが、これらは長期的な視点から取り組む必要がある。 | |
| 17 浦川原区 | 地域に密着した声を市に届けるための「地域の代弁者」であると考えている。 (地域協議会委員の経済的処遇を向上し、若者や女性の参画を促進し、本当の意味で地域の代弁者になるようにしてほしい。) | | | |
| 21 大潟区 | まちづくり住民団体(まちづくり大潟)の活動が地域づくりの中核となっている。新しい活動の展開(地域を元気にする事業等)に向けて役員と一部の協力者だけの活動にならないよう住民の協力が必要となる。 (多くの住民が協力して、地域づくりが出来る体制の構築が求められる。) | | | |
| 24 中郷区 | 地域としてのテーマ(課題)を設定する。 たとえば、少子高齢化、農業後継者、若者定住(雇用問題)、子育て支援、雪の活用(雪をPR)、町内会単位での活性化をどう図るのか。 (若者にターゲットをあて、活性化に向けた活動等などの様に取り組み、支援していくことができるか。システムを構築していくことが必要。) | | | |
| 24 中郷区 | 地域の意見を聞く。 (意見交換会の開催頻度を上げる。) | | | |
| 27 三和区 | 上越市全体に関わる課題解決は上越市議会と行政との問題であることを認識し、区内に暮らす住民に直接的に関わる課題解決について協議し、解決することが地域協議会の役割であると理解する。 | | | |
| 市の考え | ・検証をふまえて市民、地域協議会委員、市が地域協議会の果たすべき役割について改めて共通認識を持つ必要がある。 | | | |

4 その他の課題、4-4都市内分権、4-4-1何を分権化すべきか、4-4-3市長の権限の範囲内での地域分権の理解

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|---------|---|-----------|--|------|
| 01 高田区 | 諮問と答申は、都市内分権の大事な機能の一つである。都市内分権としての地域協議会を生かせるのには、行政の対応・方針にかかっている。 | 都市内分権の是非 | (牧田委員) 当該地域固有の問題に関しては、地域協議会の意思決定を行政が「尊重」して受け入れる「事実上の分権」を目標としたい。 | |
| 01 高田区 | 当初の地域協議会は、地域事業費を活用するなど「都市内分権」の組織として活発な議論ができていたが、廃止に伴って議論が沈滞化してきた。 | | | |
| 09 高士区 | 地域分権について (20万人程度の市に分権はいいと思われ。地域分権を必要とするならば、現在の区を廃止し、町や村の単位ではない、新たに1桁くらいの区に再編すべき。) | | | |
| 10 直江津区 | 税金の使われ方や自分たちの生活に合った市政することを市民自ら考えることが必要。 (予算や決算に関して事前または事後の説明により理解が深まると考える。) | | | |
| 20 柿崎区 | 上越市の目指す都市内分権について、研修等の場を設けてほしい。 | | | |
| 22 頸城区 | 各地域自治区における「身近な地域のことがら」の決定と実行については、区に一定の権限を与えるべきでないか。 (人件費を補助対象とすることで地元の人材を活用した地域起こしに繋がる。) | | | |
| 24 中郷区 | 検証事項(案)に色々と記載されているが、地域協議会制度や都市内分権について、市や議会が合併以降真剣に取り組まなかった結果が現在に至る。 形作って魂を入れなかった結果。 (都市内分権を進め、地域の事は地域で解決する。そのためには、権限や予算も降ろす必要がある。一時的な取り組みや活動は出来るが、長期になると心だけ拳骨ひとつでは何もできない。) | | | |
| 24 中郷区 | ・分権とは、自治体による自己決定・自己責任の自由の領域を拡充すること。 ・それぞれの身近な地域の課題を主体的に解決する為の仕組み、地域住民による自己決定・自己責任の領域を拡充する事が求められる。住民自治の拡充と都市内分権の推進を図ることで、地域協議会の役割の重要性が認識されつつある。 (・地域住民が代表機関の構成員を選ぶことによって、住民自治の意義が高まると同時に自らの代表であることの意義が生まれる。また、構成員は選ばれたという責任が生まれる。 ・これが地域における住民自治・住民主権であり都市内分権が確立する。 ・都市内分権の確立によって、除雪体制や施設の運用など地域の特色が生まれる。) | | | |
| 27 三和区 | 地域協議会として都市内分権の知識が不足している。 (地域協議会へ都市内分権全般について周知し、そのうえで上越市が進めようとする都市内分権について説明することが必要。) | | | |
| 市の考え | ・自治基本条例において都市内分権を「身近な地域の課題を主体的にとらえ、市民自らが考え、その解決に向け地域の意見を決定し、市政運営に反映する」と定めており、国から地方へ権限と税財源を移譲するというような団体間の権限の分与としては捉えていない。 ・当市における都市内分権は、市の基本方針やかかれていた財政状況などを勘案した中で可能な限り市民の声を市政運営に反映させていくものであり、自ずと一定の制約の中での権限にならざるを得ないと考えている。 | | | |

4 その他の課題、4-4都市内分権、4-4-2区毎に違いがあってよいか

| 区名等 | 成果及び課題内容 | 論点整理・協議事項 | 課題に対する委員意見 | 検証結果 |
|-----------|---|-----------|--|------|
| 09 高士区 | 13区と旧上越市では、日常の市政の違いが大きい。 | 区毎の違いの是非 | <p>(宗野副座長)</p> <p>地域自治区ごとに公式の制度が異なることはありえない。ただし、各地域自治区の実際の活動をみると、各区で大きな違いがある。たとえば、合併前町村の区域に該当する13の地域自治区においては、2005年の地域協議会発足以来多くの自主的審議事項があげられ、市長にあてて多くの意見が提出された。これに対して、合併前上越市の区域に該当する15の地域自治区においては、2010年の地域協議会発足以来、自主的審議事項の数は決して多くはない。条例によって認められた権限は同じであっても、実際の活動は大いに異なるのである。</p> <p>今後、地域自治区ごとに違いが生じてくるものとして、「地域を元気にするために必要な提案事業」への取り組みなどが考えられる。すなわち、地域協議会を要とする協働の活動のありかたは、地域自治区ごとに異なるであろう。こうした違いは、各区における人口の年齢構成、町内会長協議会や住民組織等の活動の質量など、制度外の要因に左右されるところが大きく、したがって、地域自治区ごとの違いも当然に認められるべきであろう。</p> | |
| 10 直江津区 | 市民の生活環境は区によって微妙に違うことから違いはあって良いが、地域エゴにならない仕組みが必要である。 | | | |
| 10 直江津区 | 地域協議会や委員間のブレが出てきている。 | | | |
| 15 谷浜・桑取区 | 区毎の違いはあってよい。市政に対して提言ができるので、その後は議会の役割ではないか。(議会で取り上げられない、地域の個別の案件を協議していることを住民にアピールしていく。) | | | |
| 23 吉川区 | 地域性があるから考慮してほしい。 | | | |
| 市の考え | <ul style="list-style-type: none"> ・広大な市域を抱える本市では、それぞれの地域によって、まちづくりに対する市民の思いや、抱える課題は異なるものであることから区毎の違いがあってもよいものと考えている。 ・一方で同じ市の事業でありながら、区によって相違があることが問題になることもあることから個別具体的な事象により判断する必要がある。 | | | |
| | | | <p>(牧田委員)</p> <p>基本制度としては市として一本化すべきであるが、地域ごとに問題の現れ方に違いがある以上、運用においてかなりの弾力性をもたせることが現実的であろう。</p> <p>分権されるべき権限の具体的な内容については引き続き検討を要する。</p> | |